

決算特別委員会次第 第1日

令和5年8月2日(水)

1. 委員長の互選
2. 議席の指定
3. 副委員長の互選
4. 議案上程(議案第68号)  
補足説明、監査委員総括意見、質疑、討論、表決
5. 議案上程(議案第69号から第73号まで)  
補足説明、監査委員総括意見、質疑、討論、表決

---

出席委員(15人)

2番 古 仲 清 尚	3番 鈴 木 元 章	4番 安 田 健次郎
5番 吉 田 洋 平	6番 蓬 田 司	7番 船 木 正 博
8番 佐 藤 誠	9番 畠 山 富 勝	10番 進 藤 優 子
11番 笹 川 圭 光	12番 太 田 穰	13番 三 浦 利 通
14番 小 野 肇	15番 田 井 博 之	16番 小 松 穂 積

---

欠席委員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局 長	沼 田 弘 史
副事務局 長	清 水 幸 子
主 席 主 査	中 川 祐 司
主 事	菅 原 優 美

---

説明のため出席した者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
監査委員(議会選出)	吉 田 清 孝	監査委員(非常勤)	鈴 木 誠
監査事務局 長	目 黒 一 人	病院事務局 長	原 田 徹

同 副 事 務 局 長	山 本 忠 明	同 事 務 局 長 補 佐	佐 沢 由 美 子
企 業 局 長	田 村 力	企 業 局 管 理 課 長	畠 山 隆 之
同 主 幹	加 藤 明 人	同 主 幹	三 村 広 光
同 副 主 幹	栄 田 親	ガ ス 上 下 水 道 課 長	薄 田 修 一
同 主 幹	千 釜 博 幸	同 主 幹	佐 沢 敦 也
同 主 幹	鎌 田 武 志	同 副 主 幹	高 桑 康

---

## 午前10時02分 開 会

○臨時委員長（安田健次郎） おはようございます。これより決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例の規定により、委員長が決まるまで、暫時、委員長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

これより本日の議事に入ります。

委員長の互選を議題といたします。

お諮りいたします。互選の方法については、会議規則第125条第5項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（安田健次郎） 御異議なしと認めます。よって、互選の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、当席において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（安田健次郎） 御異議なしと認めます。よって、当席において指名することに決しました。

委員長には、笹川圭光委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当席において指名いたしました笹川圭光委員を、委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○臨時委員長(安田健次郎) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました笹川圭光委員が委員長に当選されました。

以上、告知いたします。

委員長交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

---

○委員長(笹川圭光) 皆さん、おはようございます。

決算特別委員長に指名いただきました笹川圭光です。皆様方から御協力をいただきながら委員長の職務を務めてまいりますので、よろしく願いいたします。

午前10時04分 再 開

○委員長(笹川圭光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の進行上、議席を指定いたします。議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

次に、副委員長の互選を議題といたします。

お諮りいたします。互選の方法については、会議規則第125条第5項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(笹川圭光) 御異議なしと認めます。よって、互選の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、当席において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(笹川圭光) 御異議なしと認めます。よって、当席において指名することに決しました。

副委員長には、安田健次郎委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当席において指名いたしました安田健次郎委員を、副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（笹川圭光） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました安田健次郎委員が副委員長に当選されました。

以上、告知いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時06分 休 憩

---

午前10時07分 再 開

○委員長（笹川圭光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第68号令和4年度男鹿みなど市民病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。原田男鹿みなど市民病院事務局長

○病院事務局長（原田徹） おはようございます。

それでは、私から、議案第68号令和4年度男鹿みなど市民病院事業会計決算について、補足説明をいたします。

本日は、決算内容の御説明に当たり、お手元に参考資料を用意しております。当日配付となり、大変申し訳ございませんが、決算書と併せて御覧いただければと存じます。

補足説明につきましては、恐れ入りますが、座ったまま御説明をさせていただきます。

初めに、令和4年度決算の要点を参考資料により御説明をいたします。

参考資料の上段「1. 全体概要」を御覧ください。

要点としましては4点を整理しております。

1点目として、収益的収支における経常利益・純利益につきましては、前年度比80.6パーセント増の1億3,421万9,000円となり、新型コロナの感染拡大に伴い、当院でもクラスターが発生するなどの影響を受けながらも、医業収益の増加により収支の改善が図られ、黒字を確保することができました。

2点目といたしまして、秋田中央保健所管内で唯一の新型コロナ患者の受入病床を有する拠点病院として、患者の積極的な受入れを行った結果、令和3年度よりは減少したものの、関連の国県補助金により収支の確保・改善が図られております。

3点目といたしまして、令和4年度は、元年度策定の経営改善計画の計画3年目に当たり、新型コロナ対応下でも取組を継続した結果、その経済効果は計画比131.9パーセント増の2億340万2,000円と算定しており、本業である医業収益の維持向上につながったものであります。

4点目といたしまして、秋田大学と男鹿市の寄附講座「男鹿なまはげ地域医療総合診療連携講座」の開設により、秋田大学より総合診療医1名の派遣を受け、毎週水曜日に診療を行うことができおり、総合診療医の育成及び確保の推進が図られております。

以上で、令和4年度決算の概要について整理をいたしました。各点につきましては、お手元の決算書に従い補足説明をさせていただきます。

まず、病院事業の概況について申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の17ページをお願いいたします。

こちらは、事業報告書であります。参考資料では「2の事業概要等」になりますので、併せて御覧ください。

決算書17ページ上段の(1)総括事項(イ)でございます。こちらには診療科目等を記載しておりますが、診療科目につきましては、記載の13科を標榜し、許可病床数145床を有する市内唯一の総合病院として、また、へき地医療の拠点として医療体制の充実に努めております。

医師につきましては、令和4年度より1名増の常勤医師15名の体制となっております。

内訳といたしましては、内科6名、外科5名、整形外科2名、小児科、耳鼻咽喉科各1名となっております。

次に、(ロ)の患者の利用状況についてであります。

入院では、延べ患者数が前年度比1,193人、3.2パーセント減の3万6,582人、1日平均では3.3人減の100.2人、病床利用率では2.3ポイント減の69.1パーセント、外来では、延べ患者数が4,162人、6.4パーセント増の6万9,079人となっております。

患者数について補足しますと、新型コロナ以前の令和元年度と比べ、入院で13.0パーセント、外来で10.4パーセントの減となり、外来で若干の回復傾向はある

ものの、入院とともに減少が続いている状況でございます。

また、患者1人当たりの診療単価につきましては、入院が3万5,572円で、前年度と比較し1,700円の増、外来が1万393円で、前年度と比較し395円の増となっております。昨年度、院内クラスターが2回発生したものの、感染対策を講じながら外来は通常診療を続けたことや、診療報酬の改定、経営改善などによる増となっております。

次に、(ハ)の建設改良についてであります。

令和4年度は、より安全な医療を提供するため、電子カルテシステムや全身用CT診断装置など14件の更新を行ったほか、正面入り口の自動ドア装置等の改修工事を行っております。

次に、(ニ)の財政面についてであります。

総収益は、26億3,756万5,925円で、前年度と比較し7,436万2,053円、2.9パーセントの増となっております。

内訳といたしましては、入院収益が13億128万7,970円で、前年度と比較し2,175万5,409円、1.7パーセントの増、外来収益は7億1,792万3,093円で、前年度と比較し6,885万2,173円、10.6パーセントの増、その他医業収益は1億2,223万8,976円で、前年度と比較し420万4,944円、3.6パーセントの増となっております。

医業外収益は4億9,611万5,886円で、前年度と比較し2,045万473円、4.0パーセントの減となっております。減少の要因は、新型コロナ対応に伴う国県補助金の減でございます。

一方、総費用につきましては、25億334万6,435円で、前年度と比較し1,446万7,439円、0.6パーセントの増となっており、内訳といたしましては、医業費用が23億5,517万5,640円で、前年度と比較し2,240万4,646円、0.9パーセントの減、医業外費用は1億4,817万795円で、前年度と比較し3,687万2,085円、33.1パーセントの増となっております。

これらの結果、単年度では、前年度比5,989万4,614円、率にして80.6パーセント増の1億3,421万9,490円の純利益となったものであります。

なお、(ホ)の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される資金

不足比率につきましては、令和4年度決算では、資金不足がないことから資金不足比率は生じないものであります。

決算書17ページに記載はございませんが、一般会計からの繰入金の状況につきまして補足いたします。参考資料では「4. 一般会計繰入金の推移」を御参考願います。

新型コロナウイルス地方創生臨時交付金3,600万円を除いた一般会計からの繰入金につきましては、令和4年度は、収益的収支分、資本的収支分を合わせて4億9,908万9,000円、全額、国が示す繰出基準内の繰入れとなっております。

繰入れにつきましては、平成28年度には6億4,000万円を超え、平成29年度以降も5億円を超える額で推移し、一般会計への依存の抑制が一つの大きな経営課題となっておりますが、市民病院では、経営改善の取組により収益力の向上を図り、安易な繰入れは行わないという基本的な考えの下、一般会計への依存の抑制に努めてきたところであり、令和4年度は、令和3年度に引き続き、一つの目安としてまいりました5億円を下回ることができ、かつ、基準内繰入れのみに限定することができたものでございます。

これにより、許可病床1床当たりの繰入額につきましては、令和4年度は344万2,000円に抑えることができました。

以上で、令和4年度の事業の概況を御説明いたしました。経営環境としては厳しい状況にありながらも、収支を確保し、増益を実現できた要因といたしましては、一つには、(へ)に記載のとおり、院内クラスターはあったものの、市民の生命と健康を守るため、秋田中央保健所管内で唯一、新型コロナウイルス感染症患者の受入病床を有する拠点病院として、患者の受入れ等に積極的に対応したことにより、前年度を上回る純利益の確保が図られたことが挙げられます。

さらに、本業の収益力の基盤づくりという観点からは、令和2年度から引き続き取り組んでいる経営改善による経済効果も大きなポイントとなっております。こちらにつきましては、参考資料の「6. 経営改善による経済効果」に記載してございますが、前年度に引き続き、単価の向上施策、コスト削減、病棟再編の主に3点に取り組み、収益性の向上に向けた経営の基盤づくりに努めてまいりました。

その評価としては、単価の向上施策分で1億424万3,000円、コスト削減分で519万4,000円、病棟再編分で9,396万5,000円、合計で2億34

0万2,000円の経済効果があったものと算定してございます。このうち、単価の向上施策については計画を大幅に上回ったものの、コスト削減と病棟再編については計画値に届いていない状況となっております。この主な要因としては、院内クラスターの影響による院内転棟などの制限が考えられます。

これらを踏まえ、市民病院といたしましては、経営改善の推進により、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響や院内クラスターによる入院患者の減少などにあっても、一定の収益力の維持・向上が図られたとともに、新型コロナウイルス患者の受入れ等、地域の課題に即した取組を積極的に行うことにより、収支の確保、増益につなげることができ、一般会計への依存の抑制も図られたものと整理しております。

令和5年度につきましては、5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類へ移行はしたものの、今後も経営への影響は予断を許さない状況にございます。市民病院におきましては、自治体病院として地域医療の中核的役割を担うべく、引き続き取組を継続するとともに、経営改善を着実に推進し、持続的な経営に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市民病院の経営状況に関する客観的な指標を御紹介いたします。

恐れ入りますが、決算書の次のページをお願いいたします。

こちらは、主な経営指標として、経常収支比率、医業収支比率、修正医業収支比率、累積欠損金比率、病床利用率の5つの経営指標の推移をまとめております。

各経営指標の定義、考え方については、決算書18ページの下段にそれぞれ記載しておりますが、概況を御説明いたしますと、まず一つ目の経営の健全性を示す経常収支比率は、単年度の収支が黒字であることを示すには100パーセント以上であることが求められますが、実績では105.4パーセントとなっております。

二つ目の医業収支比率は、病院の本業である医業活動から生じる医業費用を、医業収益でどれだけ賄えているかを示す指標であり、令和4年度は前年度比4.8ポイント増の90.9パーセントとなっております。増加の要因としましては、経営改善による単価の向上施策が挙げられます。

なお、全国の同類同規模の公立病院での平均は、例年8割前半、令和4年度の平均はまだ承知しておりませんが、令和3年度では82.2パーセントとなっております。

三つ目の修正医業収支比率は、医業収益から一般会計負担金を控除した修正医業収

益が医業費用に対してどの程度になっているかを示す指標ですが、令和4年度は前年度比4.8ポイント増の87.6パーセントとなっており、医業収支比率と同様の動きとなっております。増加の要因は、医業収支比率同様でございます。

なお、全国と同規模同類の公立病院の平均では、例年7割後半程度、令和3年度では新型コロナ影響により76.5パーセントとなっております。

四つ目の累積欠損金比率は、これまでの事業運営により生じた損失の累積である累積欠損金が事業規模に対してどの程度の大きさとなっているかを示す指標ですが、実績では前年度比9.6ポイント減の65.6パーセントとなっております。累積欠損金の額は前年度よりも減少しており、それに伴い比率も大きく減少したものでございます。

なお、全国と同類同規模の公立病院の平均では、毎年度120パーセント前後となっており、累積欠損金の額が単年度の医業収益の額を超える規模となっておりますが、当院では例年7割台に抑えている状況でございます。

引き続き、単年度の収支の確保により、黒字を維持することで累積欠損金の縮小を図るとともに、本業部分の収益である医業収益の確保に努めてまいります。

五つ目の病床利用率は、病床がどの程度効率的に稼働しているかを示す指標で、令和4年度実績では前年度比2.3ポイント減の69.1パーセントとなっております。

病床利用率につきましては、全国の公立一般病院の過去実績では、平均7割前半ほどとなっておりますが、令和2年度では65.8パーセント、令和3年度では65.0パーセントと大きく減じております。これは、全国的に新型コロナ患者向けの病床確保が各地域の公立病院を中心に行われており、病床確保の必要から、一般患者を受け入れられない待機病床、空き病床も多く生じたためと考えられます。

当院においても同様の状況にあったものであり、加えて令和4年8月、令和5年1月発生の院内クラスター時の入院の制限等もあり、利用率は減となったところでございます。

経営指標につきましては以上でございます。

続きまして、決算報告書の御説明をいたします。

恐れ入りますが、決算書の前のほうに戻りまして、2ページ、3ページのほうをお願いいたします。

こちらは、決算報告書であります。

こちらの報告書につきましては、消費税込みの金額となっております。

(1) の収益的収入及び支出であります。

まず、収入であります。第1款病院事業収益は、予算額の合計26億7,952万1,000円に対しまして、決算額は26億4,473万7,121円となり、予算額に対し3,478万3,879円の減となっております。

収益の主なものの割合といたしましては、入院及び外来の診療収入が76.5パーセント、一般会計からの負担金及び補助金が12.4パーセントとなっております。

次に、下の表の支出であります。第1款病院事業費用は、予算額の合計26億5,377万9,000円に対しまして、決算額は25億1,051万7,631円で、不用額が1億4,326万1,369円となっております。

費用の主なものの割合といたしましては、給与費が58.5パーセント、材料費が16.5パーセント、委託料や光熱水費などの経費が16.7パーセント、減価償却費が4.3パーセントとなっております。

次の4ページ、5ページをお願いいたします。

(2) の資本的収入及び支出であります。

まず、収入であります。第1款資本的収入は、予算額の合計4億4,833万3,000円に対しまして、決算額は4億3,353万3,000円となり、予算額に対し1,480万円の減額となっております。

収入の主なものの割合といたしましては、企業債が48.4パーセント、一般会計からの負担金が39.6パーセントなどとなっております。

次に、支出であります。第1款資本的支出は、予算額の合計5億4,654万9,000円に対しまして、決算額は5億2,785万3,881円で、翌年度への繰越額1,375万円を差し引いた不用額は494万5,119円となっております。

支出の主なものの割合といたしましては、設備改修や医療機器の整備など建設改良費が48.8パーセント、企業債償還金が51.1パーセントとなっております。

次に、財務諸表の説明をいたします。財務諸表関係は、税抜きとなります。

決算書9ページをお願いいたします。

こちらは、損益計算書であります。

まず、1の医業収益は、入院及び外来収益のほか、一般会計負担金及び室料差額収益など、その他医業収益で21億4,145万39円、2の医業費用は、給与費、材料費、経費、減価償却費、資産減耗費及び研究研修費で23億5,517万5,640円、3の医業外収益は、預金利息などの受取利息配当金、一般会計からの負担金及び補助金、新型コロナ関連の補助金など国県補助金、長期前受金戻入及びその他医業外収益で4億9,611万5,886円、4の医業外費用は、企業債などの支払利息や消費税納税額などの雑損失で1億4,817万795円となっております。

1の医業収益と3の医業外収益を合わせました収益合計は26億3,756万5,925円、2の医業費用と4の医業外費用を合わせました費用合計は25億334万6,435円で、この結果、下から4行目の経常収支では1億3,421万9,490円の黒字となり、当年度は同額の純利益となったものであります。

これに、前年度からの繰越欠損金15億3,813万8,024円を加えました最下段の当年度未処理欠損金は、14億391万8,534円となるものであります。

次の10ページ、11ページをお願いいたします。

次に、欠損金計算書であります。

まず、表の一番左の資本金であります。自己資本金で内訳は過去の減債積立金及び建設改良積立金の取崩し分で、一番下の行の当年度末残高は、一番上の前年度末残高と変わらず2,849万924円となっております。

次に、表の中ほど、資本剰余金合計は、令和4年度における変動はなく、最下段にあります当年度末残高は、2億1,419万3,050円となっております。

表の右から2列目の利益剰余金合計は、前年度末の未処理欠損金残高マイナス15億3,813万8,024円に、下から2行目の当年度純利益1億3,421万9,490円を加え、一番下の当年度末残高はマイナス14億391万8,534円となり、表の右下の資本合計年度末残高はマイナス11億6,123万4,560円となるものであります。

次のページをお願いいたします。

こちらは、欠損金処理計算書であります。

未処理欠損金の当年度末残高は14億391万8,534円であり、全額、翌年度に繰越しされるものであります。

次の13ページをお願いいたします。

こちらは、年度末時点での貸借対照表であります。

資産の部、1の固定資産であります。 (1)有形固定資産は、土地、建物、構築物、器械及び備品並びに車両の取得額の合計63億3,187万842円から、減価償却累計額の合計44億7,371万2,222円を差引きした合計額は、表の中ほどの有形固定資産合計で18億5,815万8,620円、(2)の投資は、医師等修学資金貸付金8名分2,556万2,000円で、有形固定資産と投資を合わせました固定資産合計は18億8,372万620円となっております。

次に、2の流動資産であります。 (1)の現金預金が2億5,754万4,513円、(2)の未収金は、主に2月・3月分の入院・外来の診療報酬で、貸倒引当金45万4,855円を差引き3億2,458万9,104円、(3)の貯蔵品は、医薬品及び診療材料で4,586万3,845円、(4)の前払金は、改修工事実施設計業務で412万5,000円、流動資産の合計は6億3,212万2,462円となり、固定資産と流動資産を合わせました一番下の資産合計は25億1,584万3,082円となっております。

次の14ページをお願いいたします。

こちらは、負債の部であります。

3の固定負債は、(1)の企業債が病院移転新築事業費及び医療機器等整備費で12億9,697万782円、(2)引当金は、退職給付引当金で4億3,024万3,400円、これを合わせました固定負債の合計は17億2,721万4,182円となっております。

4の流動負債は、(1)の企業債が令和5年度の償還予定額で2億7,158万5,894円あります。(2)の一時借入金が2億円、(3)の未払金は、薬品及び診療材料費のほか、委託料など一般経費で9,857万5,040円、(4)の預り金は、職員の所得税、住民税などで1,059万7,108円、(5)の引当金は、職員の賞与とそれに伴う法定福利費の引当金で7,314万7,000円、以上を合わせました流動負債の合計額は6億5,390万5,042円となっております。

5の繰延収益は、(1)の長期前受金が16億9,986万447円で、(2)の収益化累計額4億390万2,029円を差し引き、繰延収益合計額は12億9,5

95万8,418円となるものであります。

次に、資本の部であります。

6の資本金、7の剰余金及び欠損金につきましては、先ほど欠損金計算書で御説明を申し上げておりますので内容は省略をさせていただきますが、下から2行目の資本金と剰余金を合わせました資本合計は、マイナス11億6,123万4,560円、また、一番下の行、負債と資本を合わせました負債資本合計は、資産合計と同額の25億1,584万3,082円となっております。

財務諸表に関する御説明は以上となります。

以上で、議案第68号令和4年度男鹿みなと市民病院事業会計決算についての説明を終わらせていただきますが、御認定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**○委員長（笹川圭光）** 次に、監査委員から決算審査における総括意見を求めます。鈴木監査委員

**○監査委員（鈴木誠）** おはようございます。

それでは、令和4年度男鹿市公営企業会計決算に関する審査意見を御報告させていただきます。

座って報告させていただきますので、御了承願います。

決算審査意見書の1ページをお開き願います。

公営企業会計の決算審査は、令和5年7月6日に企業局の各事業会計、7月7日に男鹿みなと市民病院事業会計の審査を実施いたしました。

審査は、決算書及び付属書類が地方公営企業法及び関係諸法令等に準拠して作成されているか、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、決算の計数は正確であるかといった点に着眼して実施いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、資金不足比率の審査も併せて実施し、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、慎重に審査いたしました。

それでは、男鹿みなと市民病院事業会計について御説明いたします。

お手元の公営企業会計決算審査意見書及び公営企業会計資金不足比率審査意見書を御覧ください。

審査の対象は、令和4年度男鹿みなと市民病院事業会計決算でございます。

1 ページの審査の結果であります。決算書及び付属書類は、地方公営企業関係法令に定められた様式により作成されており、計数的に正確であると認められました。

また、事業の令和5年3月31日現在の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

以下、内容につきましては、損益計算書など主なものについて御説明いたします。

先ほどの病院の説明と重なる部分もありますが、御了承願いたいと思います。

3 ページを御覧ください。

男鹿みなと市民病院事業の概要についてであります。年間患者数は、入院が3万6,582人で、前年度より1,193人の減、外来が6万9,079人で、前年度より4,162人の増となっております。また、病床利用率は69.1パーセントで、前年度より2.3ポイント減少しております。

次に、6 ページを御覧ください。

3、経営成績の(1)比較損益計算書についてであります。

表の下の説明のアであります。医業収益21億4,145万39円に対し、医業費用は23億5,517万5,640円で、この結果、医業損失が2億1,372万5,601円となりましたが、前年度より1億1,721万7,172円の増益となっております。

イであります。医業外収益4億9,611万5,886円に対し、医業外費用は1億4,817万795円で、この結果、3億4,794万5,091円の利益となりましたが、前年度より5,732万2,558円の減益となっております。

ウであります。総収益は26億3,756万5,925円、総費用は25億334万6,435円で、純利益が1億3,421万9,490円となり、前年度より5,989万4,614円の増益となっております。

7 ページを御覧ください。

(3) 人件費の医業収益に対する割合、中ほどですが、この割合は66.7パーセントで、前年度より3.2ポイント低下しております。

11 ページを御覧ください。

(2) の財務比率でございますが、各比率の説明は下に記載しておりますので御覧いただきたいと思っております。

一つ目の流動比率、これは200パーセント以上を理想とするわけでございますが、96.7パーセントで、前年度より20.7ポイント上昇しております。

次の自己資本構成比率でございますが、これは数値が高いほど経営の安定度が高いと言える比率でございますが、プラス5.4パーセントで、前年度より10.9ポイント上昇しております。

100パーセント以下が望ましいとされます固定資産対長期資本比率は101.2パーセントで、前年度より10.0ポイント低下しております。

それから、比率が高いほど経営が悪化しているとされます累積欠損金比率は65.6パーセントで、前年度より9.6ポイント低下しております。

次の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率は、令和2年度以降、発生しておりません。

12ページを御覧ください。

6のむすびでございますが、朗読させていただきます。

以上、令和4年度の男鹿みなと市民病院事業会計における経営成績及び財政状態等について、その内容を分析してきた。

経営状況は、総収益26億3,756万5,925円に対して、総費用が25億334万6,435円で、1億3,421万9,490円の純利益となり、4年連続の黒字決算となった。

これは、新型コロナウイルス感染症が収束しない中であって、2度の院内クラスターが発生したことから、入院患者数の減少等の影響がみられたが、経営改善計画に基づく、診療単価の向上や病棟の再編等の取組が医業収益の改善につながるとともに、新型コロナウイルス感染者の積極的な受入れによって、国・県の補助金を受けたことなどによるものである。

市の一般会計からの繰入金は5億3,508万9,000円と多額で、横ばい傾向にあり、市の財政を圧迫する大きな要因となっていることから、その依存度を低下させることが求められている。

これは、先ほどの病院の説明にありました、新型コロナウイルス関連の交付金を含みの数字というふうに御理解をいただきます。

また、累積欠損金は14億391万8,534円となっており、その削減が急務で

ある。

このため、医業収益の向上を基本に、職員が一体となって経営改善策の実施に取り組み、期待される効果の発現に努めるとともに、本市唯一の総合病院として果たすべき機能を強化し、市民の利用度の一層の向上につなげられたい。

以上でございます。

次に、資金不足比率審査意見書の1ページをお開き願います。

令和4年度男鹿市公営企業会計資金不足比率に関する審査意見のうち、男鹿みなど市民病院事業会計について、御説明いたします。

審査は令和5年7月7日に実施いたしました。その結果でございますが、2ページの表のとおり、審査に付された資金不足比率は発生しておらず、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上でございます。

以上、令和4年度男鹿みなど市民病院事業会計決算及び資金不足比率に関する審査意見を述べさせていただきました。どうかよろしく願いいたします。

**○委員長（笹川圭光）** 以上で、補足説明及び監査委員からの総括意見が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番佐藤委員

**○8番（佐藤誠委員）** 今回の決算書を見させていただいて、みなど市民病院が本当にコロナのさなか、よく頑張ったなっていうのが分かるような決算内容だと感じました。人の動きがよく見えてきましたけども、幾つか確認の意味で質問したいと思います。

私は、公営企業会計のこの決算審査意見書、これの中から幾つか質問したいと思います。

まず、4ページでございます。4ページの予算の執行状況でございますが、これに医業外収益の国県補助金、これがまず、今回執行、まあ、どういう補助金という形で来たのか。この辺の内容、もうちょっと詳しく教えていただければと思いました。

それから、ページめくっていただいて6ページですが、真ん中より下のほうに医業外費用があります。この寄附金900万円、今回出てますけど、先ほどこれで説明あった、この全体概要の今日渡された大きい版のこの一番上の、秋田大学と男鹿市で寄附講座っていうのが出てきたんですけど、この件だったのか、それともほかに寄附というのがあるのか、この件を伺いたいと思います。

それから、10ページですが、財政状況の流動資産の貯蔵品、これが今回ちょっと増えてはいるんですが、どういうものが貯蔵されて、これが増えてきてるのか。コロナ関係、何か特別に増えたのかなと思います、その辺ちょっと教えていただければと思います。

はい、以上です。

**○委員長（笹川圭光）** 原田病院事務局長

**○病院事務局長（原田徹）** そうすれば、私から御質問3点についてお答えをさせていただきます。

1点目の補助金の内訳というふうな話でございました。こちらのほうの補助金でございますが、この中でございますけども、ほぼ全体というか、1億4,480万円ぐらいですか、こちらはコロナ関連の補助金ということになります。まあうちのほうで確保病床を持ってございましたので、昨年度8床ですか、こちらのほうの確保病床に対するコロナの応援金というか、そういうふうな形のもものがほとんど補助金というふうな形になってございます。

あと、先ほど、もう一点ですが、寄附金の900万円というふうな形でございます。こちらは先ほど参考資料のほうでも御説明をさせていただきましたが、男鹿なまはげ地域医療総合診療連携講座、こちらを開設するに当たり、秋田大学のほうへ900万円の寄附金をお支払いしているものでございます。

あと、もう一点、その貯蔵物品というふうな形のものでございます。こちらの内容というふうな形でございますが、主に基本的には薬品とか医療材料、そちらのほうということになります。4年度には前年度からも引き続いた状況ではございますが、コロナ禍ということもあり、その薬品等々の物品については、それなりの材料数を確保していたというふうなものでございますので、よろしく願いをいたします。

**○委員長（笹川圭光）** 再質疑ありませんか。8番佐藤委員

**○8番（佐藤誠委員）** よく分かりました。まず、コロナ関連で補助金、まあ病床、コロナの患者を受け入れたということで給付金が国から来たという形だと思いますが、それはよく分かりました。

一つだけ、じゃあ最後の貯蔵品の件で、これ結局まず今回このコロナの関係で増えたんじゃないかなって感じがしてたんですけど、そういうもので受け入れたもの

というのは、今後もちょうんと使えていくものなんですか。例えば期限とかそういうものとか、これはこの資産として今こう残って、使えるものとして今後も有効に使えるものなのかどうかだけ伺いたいと思います。

○委員長（笹川圭光） 原田病院事務局長

○病院事務局長（原田徹） 御質問の貯蔵物品の使用期限というかですね、今後も有効に使えるかというふうな形でございます。今現在もですね、新型コロナの患者様につきましては、基本的には途絶えることなく、患者のほうは、うちの病院のほうにも、外来、それから入院というふうな形の患者もいらっしゃいます。ですので、この物については、必ずしも全体がコロナだけということではございませんので、そちらのコロナの関連に関しましては、有効的な利用を期限内に図っていくような方向で努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（笹川圭光） さらに質疑ありませんか。8番佐藤委員

○8番（佐藤誠委員） よく分かりました。

まあコロナもこうして収まってきたんですけど、みなと病院としては、もうコロナのそういう病床に対しての補助金とかがってのはもう来てない、来ないんですよ、今年度とか。そこだけ、はい、すいません。

○委員長（笹川圭光） 原田病院事務局長

○病院事務局長（原田徹） 今年度ですけれども、コロナの補助金に関しては、今現在もまだ来ています。ただ、昨年度と比べまして、5月8日から5類というふうな形で、感染法上の分類が5類のほうに落ちております。で、昨年度、コロナの病床数を8床、病棟で確保してございましたが、5月8日からは3床という形の、中等症のみの3床という形で確保してございます。基本、軽症の患者様に関しては、各病院で受け入れるというふうなことが5月8日から決まっておりますので、当病院では中等症患者の3床を確保しているということになってございます。その確保に関する補助金というふうな形で、今現在うちのほうに情報が来ていますのは、9月末までは補助金のほうは、減額というふうな形にはなっておりますが、続けるというふうな情報は来てございます。それ以降については、まだちょっと情報がございません。

よろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光） 8番佐藤委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。9番畠山委員の発言を許します。

**○9番（畠山富勝委員）** この決算書を見ますと、全体的には、数字を見ますと何かこう改善されてるような気がしますけれども、まあ端的に雑駁的に言いますと、やはりコロナの災いの協力病院としてのウエイトが大きく占めているのではないかなと思っていますところがございます。この後、このアフターコロナを迎えてくると、また市民からの信頼関係というのが、まだこう薄れているような気がしているわけですがけれども、この後のこの病院の市民との信頼関係をどういうふうな形で改善していく考えなのか、その辺のところ1点です。

それからもう1点としては、ジェネリック医薬品、いわゆる後薬ですけれども、この投与率というのが全体の何パーセントぐらい占めているかなど。いわゆるジェネリック、後発医薬品は、新薬を開発するに当たって数億円、数十億円かかるんだと。それがまあ特許が切れた中で、安易にその後薬品として出てくるわけですがけれども、それは使い勝手もいいし、単価も安いわけですがけれども、このジェネリック医薬品の、まあ総務省か厚労省か分かりませんが、どれぐらいの何か投与率が指導あるのか。また、当病院においてはどれぐらいの目標を持っているのか。その辺のところをお尋ねします。

**○委員長（笹川圭光）** 原田病院事務局長

**○病院事務局長（原田徹）** そうすれば、御質問のまず1点目でございますが、委員がおっしゃいますとおり、正直、令和4年度までについてはコロナ特需というふうな考え方だと、病院のほうでも認識はしてございます。今おっしゃられました、まあこのアフターコロナ、この後をどうしていくかというふうな形は考えていかなければならないということで、院内でも医師、看護師等を含め、いろいろ検討しているところではございます。

現状、外来の患者については、若干まあ右肩上がりというか、コロナ前に戻りつつあるような状況で推移をしてございますので、それにプラスして病棟のほうですね、今回その経営改善のほうでもございましたが、包括ケア病棟をつくりまして、そちらのほうで在宅復帰を目指すような形での病院のベッドコントロール、そちらのほうも踏まえながら、いろいろな形で経営的には進めてまいりたいと。また、それらを含めまして、まあ愛される、その皆様に使っていただける病院を目指すという意味では、

いろいろその市民のですね、いろいろな方からの情報、いろんなものを入れながらですね、まあ寄り添える形でいろいろそういうふうな、まあできることから改善は目指してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

あと、すみません、後発医薬品のジェネリックの使用促進ということで、現在、すみません、どのくらい使われているかというのは、ちょっと私のほうで、すみません、令和4年度の採用の薬品数は1,775ですが、そのうちの後発の薬品数につきましては445というふうな形になってございます。ですので、まあ約2割5分というふうな後発医薬品の形とはなっております。

こちらのほうにつきましては、目標値をどこまでというふうな、ちょっと私のほうでその推移のほう、ちょっと把握はしてございませませんが、こちらのほうを進めることによって、うちのほうでも診療報酬の点数の加算、こちらのほうとれるということになってございます。そちらのほうを今現在、令和5年3月1日で、従前、平成28年から算定のほうは開始をしてございまして、現在、5年3月1日にも加算をまた再度申請をしてとっているような状況でございます。こちらの加算については、今後も引き続きとれるような形で進めてまいりたいと考えておりますし、また、後発医薬品についても、基本的には進めるような状況で院内の関係を進めていけるような形をとればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○委員長（笹川圭光）** 菅原市長

**○市長（菅原広二）** 補足させていただきます。

私が市長なったとき、非常にこう重点的にやらなきゃだめなことは、下水道と病院の話だったと思っております。特に、病院については力を入れてやってきたつもりです。

やっぱりアフターコロナを見据えてっていいですけども、私はそれなりの効果があったと思います。アフターコロナ、コロナの状況の中でなかなか見えないところもあったんですけども、私は、立派な経営コンサルタントが入ってくれたと、そのことの影響が非常にこう大きいと思っております。具体的な数字はなかなか言えないところもあるんですけども、やっぱり1億3,000万円ぐらい毎年改善できると。その言葉を私は信じてますし、そして先ほど、やっぱり包括ケア病棟をつくったことが非常にこう大きな経営改善になってると思っております。

あとは、委員から御指摘いただいたように、どういうふうに市民がかかってくれる

ような病院になれるんだと、信頼を得られるような病院になれると、そのことが非常に大事で、私はいつも言ってることは、ホールにいる案内係っていいですか、その人をね、やっぱり女性のこう経験のあるボランティアの人が来てくれないかなと、いつもこのことを気にしてます。病院の中に明るさってばおかしいと思いますけども、まあやっぱりそういうのが大事だろうと。

それから、一月に1回は、その挨拶運動で行ってます。やっぱりどうも、言いにくいですけども、病院の人はなかなか明るさっていうかね、なかなか足りないんじゃないかと。それで、私が市長なってからすぐ、やっぱりその接遇の勉強会とかもやりますし、厚生連の病院とも連携しながら、そこあたりの取組も非常にこう大事なことになるので、これからもやっていきたいと。その接遇が非常にこう大事だと思ってます。市民がやっぱり安心して来れるためには、その接遇が一番大事なんじゃないかなと。医は仁術といいますから、そこあたりのところが非常にこう大事なので、医療関係者ともこう接しながら、そのことをお願いしていったところですよ。

何とか委員の皆さんからも、みなと病院、非常に関心を持ってもらってね、どうすれば改善ができるのかということ意見を交換できるように、ひとつよろしくお願いたします。これからも御支援をお願いします。

以上です。

**○委員長（笹川圭光）** 再質疑ありませんか。9番畠山委員

**○9番（畠山富勝委員）** まあ今、市長が申し上げたとおりだと思います。けれども、どうかひとつね、包括的な部分については他病院との連絡を取りながら、包括的なものを積極的にやっていくことも一つの方法じゃないかなと思ってるところでございます。

また、ジェネリックの投与率が44.5と、3割に行かないというような状況の中で、言うまでもなく、これは大きな患者においても国保にもつながってくる要因でありますのでね、今、国、確か国のほうの指導でも何かその目標を、ジェネリックに対しての使用率の目標を立てるような、立てたようなちょっと記憶があるんですけども、まあ当病院においては、ちょっとジェネリックがね、今このパーセントで十分なのかという、どうですか、十分と思っているのか。ややもすればね、お医者さんというのはやっぱり聖域でありまして、我々の言うことはなかなかこう、言いがたいところもあるし、聞き入れないところもあろうかと思いますが、何とかひとつ、この

ジェネリック、後薬品をね、推奨していつてもらいたいと、そういう努力をしていつてもらいたいと思いますけれども、その辺のところどういうふうに考えているんでしょうか。

○委員長（笹川圭光） 原田病院事務局長

○病院事務局長（原田徹） 委員から御質問のありました件で、今後も包括的にいろいろ連携を取っていつていただきたいという話がありましたので、これについては、今現在も連携は取れております。まあ今後さらにですね、近隣の病院等と、医院と連携を取りながら、まあ施設とも連携を取りながら進めてまいりたいと考えてございます。

あと、すみません、先ほどのジェネリックの関係でございしますが、ジェネリックの先ほどの1, 775に対しての445というのが薬品の件数でございします。すみません、私のほうで、先ほど委員がおっしゃってました国のほうで進めているというふうな閣議決定のものであれば、今後、その都道府県、今年度ですね、2023年度末までに全ての都道府県で80パーセント以上というふうな目標が立てられてございします。で、当病院のほうでは、今現在ですね、先ほど後発医薬品の使用の体制加算ということで5年3月1日から加算の2というものを取ってございしますが、こちらについては、すみません、後発医薬品の置き換え率というふうな形になります。この置き換え率が、4月からですが、今うちのほうで取ってる2ですと85パーセント以上が加算が取れるというふうな形になってございします。で、この薬の後発医薬品への置き換えの率で換算いたしますと、現在の5年3月1日になりますが、当病院の置き換え率につきましては89.55パーセントというふうな形になってございします。まあその前の段階につきましても、80前半台から90を超えるような状態で置き換えを図ってございしますので、すみません、先ほどの数字につきましては、あくまでも薬品数に関して、1, 775の薬品の数に対して445の薬品があるということで、置き換え率に関しては、委員がおっしゃってございました80パーセントを超えるような状態で推移しておりますので、すみませんが、よろしく願いをいたします。

○委員長（笹川圭光） 菅原市長

○市長（菅原広二） 医療の連携については、コロナがあつて地域のお医者さんたちと非常にこう、みなと病院を中心にして連携がこうなかなかうまくいつてると、よくいつてる地域なんじゃないかなということを私は感じてます。そしてまた、秋大の院

長なり、学長なりとも、私、結構会ってますし、それから、今度、厚生連にもいつもお世話になってますけども、秋田の厚生連の院長も男鹿市の出身なこともあって、非常に親しく付き合ってます。秋大病院とのその関係はやっぱり最も大事で、やっぱり今の総合診療医の講座が県内で初めて開けたことも、そういう連携プレーがうまくいってるんだと思ってます。院長をはじめ、その連携プレーは、私、男鹿市との連携を取ってうまくやってるつもりですので、これからもひとつよろしく御指導願えればありがたいと思ってます。

以上です。

○委員長（笹川圭光） さらに質疑ありませんか。9番畠山委員

○9番（畠山富勝委員） 後薬のジェネリックのことなんですけども、まあその置き換えの話になれば話が分かりました。なんと最初にこの話聞いたっけどでんしてしまった、まずな。非常にやっぱり我々もずっと病院建ててから心配なわけですよ、経営については。ですから、ぜひこのジェネリック、80パーセント、国の目標を上回ってるんだからでなくて、ぜひ推奨していただきたいと思ひまして、終わります。

○委員長（笹川圭光） 菅原市長

○市長（菅原広二） ちょっと一言しゃべるの忘れてあったすども、委員が今、聖域っていう話をしましたけども、私もその聖域については非常に気になってて、今、そういう言葉はなくなってきたすな。非常にその、機器の購入についても、それから建築の改修についても、本当にオープンでやっていますので、まあ以前はそういうところがあったかもしれないですけども、コンサルもきちきちとバシバシっていうか、鋭い指摘をしてくれてますし、私も事務局の職員方には、そういうことはなしだと、そういう付度は一切なしでいこうという話をしてますので、非常にその面についてはよくいってると思ってます。

以上です。

○委員長（笹川圭光） 9番畠山委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。2番古仲委員の発言を許します。

○2番（古仲清尚委員） 私からも何点かお尋ねをさせていただきます。

決算の概要を見ますと、やはり一般会計からの繰入金依然として続いている状況であります。そうした中で、これまで、令和4年度に予定をされておりました各種計

画の進捗状況についてお伺いをさせていただきたいと存じます。

まずは、数年前に日本経営さんが計画をされました病院経営改善の計画の令和4年度中に予定をされていた内容について、まあ率直に病院としての計画の進捗状況はどのようなになっておられたのか。

そしてもう一つは、平成10年に現在のみなと市民病院が開設されてから約25年経過してるわけでございますけれども、ハード的な部分、ソフト的な部分、メンテナンスが必要な状況となってきておりますけれども、その改修計画の実際、進捗状況についてはどのようなになっておられるのか、まずは、その部分を第1点としてお尋ねをさせていただきます。

2点目は、災害対応についてでございます。

このたびの大雨、豪雨災害に関しましては、本当に、菅原市長はじめ、職員の皆様、あるいは関係機関の皆様、本当に連日にわたりまして御対応いただきましたことは本当に深く敬意を申し上げる次第であります。

まあ幸いという言葉を使っていいか、ちょっとあれですけれども、幸いにして電気がまず通電をされていたことは何よりであったと思います。まあそうした部分で、みなと市民病院の災害対応については、いま一度確認の意味も含めまして、その非常時の対応について現状どのようなになっておられるのか。この部分につきましては、教育厚生委員会、あるいはこの決算委員会等々でも度々質問させていただいてきているところでございますが、ハード的な部分、あるいは、例えば非常時の電源確保、あるいは水源、そういった部分、トータルでどういった対応を講じておられるのか、現状の体制についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

3点目でございますけれども、ただいまも御議論ございました医薬品の関係でございます。

現在、厚労省におきましても、特定の医薬品に関しまして出荷調整が続いている状況であります。代表的なところで申し上げますと、ロキソプロフェン、あるいはアセトアミノフェン、いわゆる解熱鎮痛剤系の薬品については出荷調整が続いている状況でございます。先発品、あるいは後発品問わず、出荷調整がかかっている状況がまだに続いているというところでございます。この部分につきましては、本年の3月定例会で教育厚生委員会の中でも確認をさせていただいておりますけれども、例えば、

みなと市民病院で処方された処方箋が、様々な薬局において、実際に出荷調整がかかっているためにお薬を受け取ることができない、処方されないという状況が確認をされており、その後、厚生労働省のほうで段階的にその出荷調整については緩和されてきているということの報道がされておりますけれども、現状において、男鹿市内においては、みなと病院を核としてどのような状況になっておられるのか、確認をさせていただきたいと存じます。

○委員長（笹川圭光） 原田病院事務局長

○病院事務局長（原田徹） まず1点目でございますが、改善についてどのように4年度まで進めてきているのかというふうな形の御質問だと思います。

すいません、ちょっと手元に資料がなくて大変申し訳ございませんが、日本経営さんとの経営改善の中におきまして、こちらのほうの3点ですけれども、単価の向上施策、コスト削減、それから病棟再編、こちらのほうについては、粛々と進められていると、当院のほうでは考えてございます。あと、さらにもう一点です、要は病院の魅力をアピールするというそのPRのほうについては、令和3年度、4年度に関しては、コロナの関係で、まずほとんどできていないというふうな状況になってございます。これについては、計画の中からは遅れているというふうな状況になってございます。これについては、今年度、コロナが今下火になってきている状況の中で、こちらのほうについては進めてまいりたいと。具体的には、現状の今の院長との話の中でもあるのは、病院のホームページの改修を図りたいと。で、市民の方々に見て一番分かりやすいような情報を伝えられるような、画面構成というかですね、まあそちらのほう、そういうふうな物事をやっていきたいというふうな話がございますので、それは今後のその医療人材等の確保にも向けた意味でも同じような形で考えてございます。そちらのほうについては、今年度、遅ればせながらそちらのほうは随時進めてまいりたいと考えてございます。

あとそれから、改修の計画というふうな話でございましたが、令和3年度に長寿寿命化の計画のほうを策定してございます。ただ、現状、今回の6月議会のほうでもちょっと今年度御説明をさせていただいて、9月の補正予算のほうにも計上させていただきたいということで御説明を差し上げておりましたが、昨今の戦争等いろいろな関係で資材が入ってこないというふうな状況が随時続いてございます。この状況によ

りまして、やはり計画については、随時やはり変更していかなければいけないというふうに考えてございます。ただ、施設については、やはり機器等々も大分古くなってきているものもございますし、待ったの効かない状態ではございますが、金銭的な面も考えつつ、あとは随時その状況を見極めながらですね、皆様のほうにお話をしながら、計画のほうについては変更を含めて粛々と進めてまいりたいと考えてございます。

あとは、災害対応の計画というふうなことでございます。今回の大雨による災害に対しまして、当病院のほうで被害というものは直接はなかったのですが、やはり断水によりまして水がちょっとやはり来ないということで給水車のほうを手配をしていただきまして、通常その診療に対しては、まあ問題なく提供できたというふうに考えてございます。ただ、やはり病院のほうの水の使用量がやはり結構多いものですから、今後その給水車で対応するかどうかというのは、企業局も含めていろいろとこう考えていかなければいけない部分なのかなと。

また、今回、委員がおっしゃいました電気の部分ですね、まあ電気の部分が停電がなかったということで、そちらのほうについては何事もなかったということではございますが、うちも一応自家発電は持っております。参考値でいきますと2日から3日はもつというふうな状態の規格ではございますが、状況の中でやはりその経営拠点の病院として、まあそういう災害時に診療ができるかというふうな状況をやっぱり確保していかなければならないというふうなことは、随時考えてまいりたいと思っております。現在、BCPの計画についてもいろいろ院内のほうでも検討してございますので、そちらも含めてですね、今回の大雨による被害状況も含めた上で、今後の参考として検討してまいりたいと考えてございます。

あとは、薬品の出荷調整というふうなことでございますが、実際のところ、私の今の範囲の中では、特にその病院から処方されたものの薬が出せないというふうな状況は、直接すいません、私のほうではちょっと伺っておりませんでしたので、その辺についてはちょっと私のほうではちょっと把握しておりませんので、大変申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

**○委員長（笹川圭光）** 再質疑ありませんか。2番古仲委員

**○2番（古仲清尚委員）** 病院の改修計画につきましては、今、局長からお話いただきましたように、他国での様々な社会情勢の中で、まあ部品供給が滞っているという

ことで、これらに関して随時適宜変更をかけていくということでしたけども、この部分について、病院の運用自体に対してその影響等はないものなのかどうか、その部分について再度確認をさせていただきます。

あと、災害対応についてですけれども、まあ現状、電子カルテ運用等々されておりますので、まあその自家発に切り替わったときに3日間はおつということなんですけれども、恐らくそのシミュレーションでは、その非常時の運用体制というものが計画されていると思います。恐らく電カルも最低限の部分で稼働されるということと思いますが、そうなったときに、恐らく紙カルテ運用の非常時の運用が計画されていると思いますけれど、この部分について、例えば年間計画の中で、その紙カルテ運用、いわゆるその非常時の運用のシミュレーションというものは、どの程度考慮されて運用されておられるのでしょうか。例えば訓練的な部分で、そういったものというのは想定されておられるのでしょうか。その部分、再度確認をさせていただきます。

○委員長（笹川圭光） 原田病院事務局長

○病院事務局長（原田徹） まずは1点目の改修計画において、部品が供給できないことに伴い病院の運用がどうかというふうな話でございます。

もちろん病院という機能を基本維持したような状態での改修をこちらのほうも念頭に置いております。その点では、運用に対しては問題ないような形で、まあ今年度、来年度にかけましては、電気、機械部分をメインとしてやっていきたいと考えてございますので、そちらの運用には支障が出ないような形で進めてまいりたいと思っております。ただ、急遽いろいろ壊れるというふうな状況もございますので、その場合は、その状況の段階で対応してまいりたいと考えてございます。

あと、今の非常時の運用というふうな形でございます。もちろん停電というふうな形になれば、基本的にはその電子カルテ等々は使えませんので、まあ普通には紙カルテというふうな形で、院内のほうでもその辺の周知は図られてございます。ただ、それに対して、じゃあ常時、まあその段階になったらどうしようというふうな訓練的なものに関しては、ちょっとすいません、私のほうで把握はしてございません。まあそれを行っているかどうかという把握については、ちょっと行ってございません。ただ、その面につきましても、基本的には、この病院のほうのBCPというふうな形の計画の中で、いろいろその辺の運用についても取りまとめをしてやっていきたいと、

図りたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（笹川圭光） さらに質疑ありませんか。

○2番（古仲清尚委員） 終わります。

○委員長（笹川圭光） 2番古仲委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。14番小野委員の発言を許します。

○14番（小野肇委員） おはようございます。

私のほうからも何点か御質問させていただきたいと思えます。

まあコロナで大分収益が上がったということで、去年、今年とあるということがございますけども、まあ今後、その交付金が大分少なくなるというようなことが想定されます。その中で、病院の経営の中でやっぱり支えているのは職員の方々だと思えます。6月の定例会でも少し質問させていただきましたが、60歳定年、これで職員の給与が7割になるというところがございます。病院というのは、国立病院、県立病院、市立病院、医療法人とたくさんございますけども、やはりその待遇が大分、待遇といえますか、金額が、給与が下がるということになれば、ほかの給与の高いところに移るといったようなことも考えられます。市長の答弁では、公務員としての気概を持った方が多いということで、まあそういうことにはならないのではないかなといったような答弁ございましたが、その点についてひとつ病院の事務局のほうとしてはどういうお考え、まあ市としての考えをひとつお聞きしたいと思えます。

それと、先ほど来、貯蔵品のことでいろいろ御質問ございますけども、昨年の決算よりも大分金額が増えております。先ほどコロナの医薬品等々ということでお話は聞いておりますが、まあ企業局の貯蔵品であれば、腐るようなものとか、なくなるようなものはございませんけども、病院の医薬品等につきましては、期限切れといったようなものもあると思えます。期限切れで廃棄したような薬品というのは年間どのくらいあったのか、その辺の金額をひとつお聞きしたいと思えます。

それと、今回の災害における断水等についてのことでございますけども、やはり今回は土日が入ったということで、まあ病院の経営に関係しましては、一般のほうの外來の方が土日はなかったということであると思えます。その関係で、土日は水はそんなに使うことなかったと思えますが、月曜日から一般のほうの外來等入ってきますと、大分水の使用量が増えたと思えます。

実は、病院の隣のマリンパークに災害用の水槽があるというのを御存じでしょうか。あそこには、たしか五、六、ちょっと数量は私もつかめておりません。すいません、忘れてしまいましたけども、あそこにも大分たくさんの水が貯蔵されているということでございます。近くにありましたので、その辺の水の活用というのはお考えになったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

あと、事業費用のところの決算書の23ページにありましたけども、研究研修費、こちらのほうの増額にもなっております。この辺の内容を教えていただければと思います。

以上です。

**○委員長（笹川圭光）** 原田病院事務局長

**○病院事務局長（原田徹）** まず最初ですけれども、退職後の考え方というふうなものでございます。

病院としてというか、基本的には病院の職員も市の職員というふうな形になりますので、考え方としては、6月の市長答弁でもありましたとおり、退職して7割に減ったからといってどうかというのではなくて、やはりそこは、看護師とか、医療職とか技師の方という、その資格を持つての方々のやはりその心構えという形をお願いをしたいという部分、当病院のほうでも思っております。ただ、こちらのほうとしてもですね、お金だけではなくて、やはりその職場環境として働きやすい職場をですね、つくっていかねばいけないというふうな物事は考えてございます。来年度から、医師と看護師等の働き方改革、こちらのほうが始まりますので、それについてもいろいろな面で働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

あとは、貯蔵品の廃棄云々というふうな話でございました。先ほど増えているというふうな話の中で、薬品も確かに増えてはございますが、薬品については、ある程度例年並みに推移はしているということではございました。ただ、廃棄した額といたしましては、年間で84万5,410円、こちらについては、期限切れ等に伴う廃棄はあったというふうに把握をしております。増えた要因として一番大きかったのは、材料というふうな形で伺っております。

あとは、災害時にマリンパークのほうに今何かあるというふうなことでございますが、すいません、私のほうもそちらについては、ちょっと把握はしてございませんで

した。マリパークに水のストックがあるということについては、ちょっと把握はしてございません。ただ、当病院のほうでも、やっぱり飲み水というふうな観点での供給というふうな形で今回給水車のほうに来ていただきましたので、そちらのほうのマリパークのお水のほうが飲み水として使える水かどうかというのがちょっと分かりませんでしたのと、あとは、そちらのほうにストックがあるということがちょっと理解できていませんでしたので、大変申し訳ございません。

ただ、病院のほうがですね、やっぱり1日平均で60トンぐらいの水を使うというふうな状況がございまして、まあ今回その休みがありました関係で、それ以下に抑えられてはございましたが、連休明けの火曜日にですね、やはりちょっと水のほうが若干逼迫をいたしまして、企業局から給水車のほうを相当台数回していただいて、何とかしのいだというふうな状況でございました。今後については、その辺もちょっといろいろ考えてまいりたいと思っております。

あと、飲み水でない部分については消防からの御協力もいただきまして、ボイラー等の冷却水に関しては、そちらのほうも消防から水を運んでいただいたという経緯はございます。

あと、研修費が増えているというふうなことでございます。これにつきましては、令和3年度まで、そのコロナ禍で研修等々、全部ウェブの開催というふうな形で過ごさせていただいた、例えば医師の学会とか研修、いろんな看護師等の研修ですね、そちらのほうは、ウェブもありますが、実際やはり現地で開催されているというのが4年度は多くなってきてございましたので、そちらに伴う旅費、宿泊等、それから医学書等の購入に伴う増というふうな形になっております。

よろしく願いいたします。

**○委員長（笹川圭光）** 再質疑ありませんか。14番小野委員

**○14番（小野肇委員）** ありがとうございます。水のことについては、やはりですね、60トンというのは、まあ単純に企業局の給水車が1トン車ですので、60回も走るということは非常に大変なことです。これやはり先ほど古仲委員からもありましたように、ここは水の確保というところは、まあ大きな医師会というような組織もございまして、そちらのほうの協会、まあその辺のところ考えてるか分かりませんが、いずれにしろ水は非常に重要なポイントになりますので、その辺のところひと

つ考えていただければと思います。

終わります。

**○委員長（笹川圭光）** 14番小野委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。4番安田委員の発言を許します。

**○4番（安田健次郎委員）** いや、相変わらず心配症なんで、ちょっとだけ質問させていただくだけでも、コンサルタントのこの前の資料、今も眺めて見てるわけだけでも、非常に全体的に見ると改善要点が結構出てますよね。で、これを解決しない限り、存続っていうことは厳しいとは言ってないんだけど、そういう書き方して、気になってるんだけどね。で、確かに経営改善、これ順調にやればね、専門家の意見だからそれ尊重せざるを得ないんだけど、ただね、私方こう、私もこのたびも絡めて毎年、みなと病院にはね、お世話になりっぱなしなんですけどもね、心配してる一つはね、この国で進めている広域の統廃合ね。今、北秋田市あたりは、今、矢面になってるわけだけど、それに対する心配がないのかどうか。というのは、今まあ順調、その対象にはなっていないわけだけでも、このままコンサルタントが指摘されている事項の改善をしないと危ないんじゃないかっていう心配、私、個人的に思うんで、市長は一生懸命やってるのは分かるんだけどね、そこら辺に対しての考え方っていうかね、捉え方はどう見てるのかって。

なぜかというとな、それは専門的な分野はお任せするというか、私方立ち入る隙はないんだけどね、どうも、それが、その見通し、その再編計画になるものかどうかひとつ聞いておきたいと。

もう一つはね、まあふだん行ってみますと、職員数も足りないし、給料も安いというのは数字でも出てるわけだけでもね、何よりもあの待ち時間が多いうていうか、私もう実体験してね、前の事務局長に、4時間待ちだ、3時間待ちだっていう苦情を事務局に行って話したことあるんだけどね、あれやっぱりちょっと何とか改善できないものかなと思って、私はね、何回か4時間待ち、3時間待ち、2時間待ちって経験してるんですよ。もう私は予約でないからね、突発的な病気で悪化してあったから、それが私だけじゃなくて、あの待ち時間に対する批判はすごい。特に整形なんかに座っているとね、苦情の、座っている間、耳痛くなるだけ、ばあさん、じいさんの苦情が出てますよ。これ何とかね、まあ我々素人考えみただけで、これまず一つあれで

す。

もう一つね、なぜ心配するか。それは待ち時間の問題が一つね。地域って、今、人口減少なんですよ、男鹿市は。これ市長何ぼ頑張ってもね、何だ、哲学的な用語使ってるフィロソフィだっけが、それだけじゃなくて、物理的に人口減少してくると、何ぼ地域、ここにも書いてある、地域連携の強化ってね、地域医療機関とのね、これを強化しなきゃだめですよって言われてるんだけど、物理的に人口が減少してくると、例えば香曾我部医院だろうが、よしだ内科クリニックだろうが、患者数っていうのは絶対数がないとこれ成り立たないわけだからね、そうすると、そこに伴うみなと病院のエリアっていうかね、そこに構える人口に対する経営っていうのはね、安心していいのかどうかっていうのはちょっと気になるもんだからね、この点についてはどう捉えているのか。いわゆる改善点も含めてね、ちょっとだけ聞かせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

**○委員長（笹川圭光）** 原田病院事務局長

**○病院事務局長（原田徹）** そうすれば、私のほうから御説明をさせていただきます。

先ほどの1点目の統廃合の対象云々というふうな、まあ大丈夫なのかというお話だと思います。それと、関連で多分一番最後のみなと病院の経営ということで、人口減少に対するというふうなところが、まあ同じような形の回答になるかと思っておりますが、現在、県のほうでは、次期の医療計画のほうを策定してございます。皆様御存じのとおりだと思いますが、医療圏、8医療圏から3医療圏に集約をされるというふうな物事がございます。その中でも、当病院の立ち位置としては、まあ院長のほうとも一回お話をしたことがあるのですが、立ち位置として変わらないだろうと。こちらのほうの男鹿南秋地区の中核を担う病院であって、ましてやへき地診療を求められる病院であるだろうと。そういうふうな形で、当病院については、まあ基本、例えば統廃合とかそういうふうなものになるものではないと、当病院のほうでは認識をしております。

ただ、その人口減少に対しまして、じゃあこれからどうしていくのかというふうな話が出てくることになろうかと思っております。今回のその医療計画、こちらに関しまして、以前からですけれども、基本的には病院間の連携とかですね、まあ分業制ではな

いですが、そういうふうな形でいろいろ役割分担というふうな形の連携になってございます。当病院については、やはり今、この地域で3B病棟で包括ケア病棟というふうな形の新たな病床をやってございます。今後については、人口減少がある中でも高齢の方々が増えてくる中では、その包括ケア病棟という位置づけは重要な部分ではないかと考えてございます。

それに伴って、今年度ですけれども、新たにみなと病院の経営強化プランというのを策定することになってございます。こちらにつきましては、策定の中で病院の役割・機能のほうと、医師・看護師等の働き方改革、経営の形態、経営の効率化、施設・設備の最適化、こういうふうな物事をプランの中に盛り込むこととして、今年度、今年の12月議会の委員会には皆様方に一応案を示させていただきたいということで、委員会のほうでお話をさせていただいております。その中でも、今後の病院の在り方、姿、例えばこの145床という病床数が本当に適切なのかどうか、いろんなことを含めて考えていければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

あと、待ち時間というふうな形でございます。多分これは今に発したことでなくて、まあ延々と続く前からの課題になってることかと思っております。

その解消も含めて数年前から予約という形を入れさせていただいております。ただ、予約を入れたおかげで、その新患ですね、予約なしの患者さんに関してやはり待ち時間が多くなってしまうと。これに関しては、ちょっとうちのほうとしても決定的な打開策が今正直ないところではございます。まして、その予約をしても、じゃあ時間内で診察ができるのかということも、私のほうの耳にも入ってございます。それをじゃあどういうふうに適切に解消していけるかというふうなことを病院内でも検討はしていかなければいけないと思っておりますが、絶対的な数として、医師を増やして診察を多くみれるような形にすれば多分すぐ解消できることだと思うんですが、なかなか医師の確保と金銭的な問題と、いろいろな状況を加味した上で進めていかなければならないことだと思っておりますので、いろいろ御不便をおかけしているのはこちらのほうとしても重々承知をしているところでございますが、なるべくですね、そういうふうな面を解消できるようにちょっと院内のほうで検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○委員長（笹川圭光）** 4番安田委員

○4番（安田健次郎委員） 指標を見るとね、結構改善しなきゃならないところあるんですよ。なぜ私、素人的な言い方したかってさっき言ったのは、病院に携わってるお医者さんとか看護婦さんってのは特殊な技術屋ですよ。この人方の範囲内で経営だとかやっているとね、見えないところがあるって言うんですよ、ある院長さんは。私、同級生いるんだけど。だからね、やっぱりその待ち時間とかね、それからね、ちょっとしたミスね、職員の対応、こういうのはやっぱりちゃんとしないと、危ないよとは言わないんだけど、我々の気の届かない、あの能代市の病院でもね、やっぱり経営が赤字になる可能性があったっていう言い方してるんですよ。だからそういう点では、ここの待遇改善ね、もう少しちゃんとやらないとまずいのかなと思うんです。例えば職員の数だとかね、それから病床の問題とかね、ちょっと指摘されてるところあるわけでしょ。こういうところ改善しないと、ちょっと気になるものだからね、そこら辺の対応方はこれからどうするのかだけコメントをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（笹川圭光） 原田病院事務局長

○病院事務局長（原田徹） 今、委員がおっしゃいますとおり、職員の数がどうかというふうな話からすれば、医師に関しては、基本は充足をしているというふうに実はうちのほうでは考えてございます。ただ、看護師に関しては、やはりちょっと足りないというふうな形で今現状を考えてございます。あと、具体的に申しますと、薬剤師、その辺についてもやはりちょっと不足をしているという状況でございます。そういうところを重点的に見ながらですね、今後の、先ほどもお話をいただきました今年度策定する経営強化プラン、こちらのほうの中でいろいろそちらの改善策については考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光） さらに質疑ありませんか。

○4番（安田健次郎委員） 終わります。

○委員長（笹川圭光） 4番安田委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第68号令和4年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定について採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○委員長(笹川圭光)** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、男鹿みなと市民病院事業の審査を終了いたします。

審査の途中であります、喫飯のため、1時まで休憩いたします。

**午前11時47分 休 憩**

---

**午後 1時00分 再 開**

**○委員長(笹川圭光)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第69号令和4年度男鹿市上水道事業会計決算の認定についてから議案第73号令和4年度男鹿市漁業集落排水事業会計決算の認定についてまでを議題いたします。当局の補足説明を求めます。田村企業局長

**○企業局長(田村力)** お疲れさまでございます。

私から、企業局に係る議案第69号から議案第73号までの各事業会計決算について御説明いたします。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

初めに、議案第69号令和4年度男鹿市上水道事業会計の決算について御説明いたします。

決算書の22ページをお願いいたします。

上水道事業の決算概況であります。

(1) 総括事項、(イ)の給水状況ですが、年度末の給水戸数は、1万1,547戸で、前年度と比較し、103戸、0.9パーセントの減、給水区域内における普及率は97.8パーセントとなっております。

年間有収給水量は、280万5,756立方メートル、前年度と比較し、2万9,147立方メートル、1.0パーセントの減、有収率は72.9パーセントとなっております。

次に、（ハ）の財政状況ですが、収益的収支は、前年度と比較し、収入は、38万2,478円減額の5億6,757万4,772円、支出は、537万5,718円増額の5億9,685万1,479円となり、この結果、単年度収支で2,927万6,707円の純損失となりました。

収入では、給水収益の減少、支出では、動力費の増加が主な要因となっております。

次に、（ニ）の資金不足比率ですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される資金不足比率は生じておりません。

概況は以上です。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

令和4年度決算報告書であります。

（1）収益的収入及び支出ですが、収入では、第1款事業収益は、決算額6億1,709万8,961円で、予算額に対し732万3,039円の減額となっております。

支出では、第1款事業費用は、決算額6億3,031万7,542円で、不用額は3,199万5,458円となっております。

消費税につきましては、備考欄に記載のとおりです。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

（2）資本的収入及び支出ですが、収入では、第1款資本的収入は、決算額1億6,322万3,079円で、予算額に対し3,006万9,921円の減額となっております。

支出では、第1款資本的支出は、決算額3億9,652万1,049円で、不用額は1,313万5,951円となっております。

この結果、資本的収支で不足する額2億3,329万7,970円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、15ページをお願いいたします。

財務諸表の説明をいたします。数値は消費税抜きとなります。

初めに、損益計算書ですが、まず、1の営業収益は、主に給水収益で5億497万6,830円、2の営業費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費、減価償却費など

で5億6,345万3,573円、3の営業外収益は、一般会計からの負担金、長期前受金戻入などで6,259万7,942円、4の営業外費用は、企業債の支払い利息などで3,339万7,906円で、この結果、当年度は、下から4行目のとおり2,927万6,707円の純損失となり、令和2年度から3年連続の赤字決算となっております。

次のページをお願いいたします。

16ページ、17ページは、剰余金計算書になります。

初めに、資本金ですが、変動はございません。

次に、資本剰余金ですが、負担金119万1,000円を受入れ、合計は11億9,317万2,792円となっております。

次に、利益剰余金ですが、当年度においては、純損失2,927万6,707円を差し引き、合計は2億5,080万6,340円となっております。

これにより、資本合計は、前年度から2,808万5,707円減少し、33億8,208万3,590円となっております。

次のページをお願いいたします。

18ページは、欠損金処理計算書になります。

本件は、条例の定めるところにより、欠損金を処理するもので、当年度未処理欠損金2,927万6,707円に対し、利益積立金を取崩し、処理するものであります。

次のページをお願いいたします。

19ページは、令和4年度末時点の貸借対照表になります。

初めに、資産の部ですが、1の固定資産は、有形固定資産の合計が、表中の中ほどになりますが63億6,158万852円、(2)無形固定資産の合計が101万6,842円となり、合計は63億6,259万7,694円となっております。

2の流動資産は、現金預金が2億4,380万9,586円、未収金が4,533万3,502円となり、貯蔵品などと合わせ、合計は3億254万2,100円となっております。

以上により、資産の合計は66億6,513万9,794円となっております。

次のページ、20ページをお願いいたします。

上段は、負債の部ですが、3の固定負債は、企業債残高17億4,511万1,0

00円に引当金を加え、合計17億4,711万1,000円、4の流動負債は、令和5年度の償還予定の企業債1億5,717万3,411円に3月分の委託料、消費税納税額などの未払金、賞与引当金、ガス料金などの預り金を合わせ、合計1億8,517万3,585円、5の繰延収益の(1)長期前受金は、補助金や負担金によって償却資産を取得または改良する場合に計上するもので、25億3,533万7,185円で、長期前受金収益化累計額は、減価償却見合い分の累計額で11億8,456万5,566円、これを差し引いた繰延収益の合計額は13億5,077万1,619円となり、以上により、負債合計は32億8,305万6,204円となっております。

次に、資本の部ですが、内容は先ほどの剰余金計算書で説明したとおりですが、下から2行目の資本金と剰余金を合わせた資本合計は33億8,208万3,590円となり、負債資本の合計は、資産合計同様、66億6,513万9,790円となっております。

以上で、議案第69号令和4年度男鹿市上水道事業会計決算の説明は以上でございます。

次に、議案第70号令和4年度男鹿市ガス事業会計決算について御説明いたします。初めに、60ページをお願いいたします。

ガス事業の決算概況であります。

(1)総括事項、(イ)の供給状況ですが、年度末の供給戸数は9,082戸で、前年度と比較し、161戸、1.7パーセントの減、供給区域内における普及率は68.4パーセントとなっております。

年間総販売量は、242万6,232立方メートルで、前年度と比較し、5万5,985立方メートル、2.3パーセントの減となっております。

(ロ)の保安対策ですが、ガス事業法に定められている内管漏えい検査及び消費機器調査を3,323戸の需要家で実施し、保安の確保に努めております。

次に(ニ)の財政状況ですが、収益的収支は、前年度と比較し、収入は1億372万7,652円増額の6億1,838万3,909円、支出は7,698万6,063円増額の6億1,402万677円となり、この結果、単年度収支で436万3,232円の純利益となりました。

収入では、ガス売上げの増加、支出では、原料費等の増加が主な要因となっております。

次に、資金不足比率ですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される資金不足比率は生じておりません。

概況は以上でございます。

次に、46ページ、47ページをお願いいたします。

令和4年度決算報告書であります。

(1)の収益的収入及び支出ですが、収入では、第1款ガス事業収益は、決算額6億7,528万3,031円で、予算額に対し、523万9,969円の減額、第2款加茂地区ガス事業収益は、決算額183万6,999円で、予算額に対し、1万3,999円の増額となり、収入合計は6億7,712万30円となっております。

支出では、第1款ガス事業費用は、決算額6億3,269万5,821円で、不用額は3,527万8,179円、第2款加茂地区ガス事業費用は、決算額203万1,806円で、不用額は40万3,194円となり、支出合計は6億3,472万7,627円となっております。

消費税については、備考欄に記載のとおりです。

次のページ、48、49ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出ですが、収入では、第1款ガス事業資本的収入は、決算額は予算額と同額1,382万円、支出では、第1款ガス事業資本的支出及び第2款加茂地区ガス事業資本的支出を合わせ1億794万5,111円で、不用額は、予備費500万円など合わせ719万2,889円となっております。

この結果、資本的収支で不足する額9,412万5,111円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、53ページをお願いいたします。

財務諸表の説明をいたします。数値は消費税抜きとなります。

初めに、損益計算書ですが、まず、ガスの製造販売では、1の製品売上げは、ガスの売上げで5億2,945万1,213円で、2の売上原価は、製品製造原価などで3億2,737万3,245円、3の供給販売費は、減価償却費、委託料などで2億

816万2,965円、4の一般管理費は3,432万7,020円、その他営業として5の受注工事、器具販売などの営業雑益5,682万5,805円、6の器具販売原価などのその他営業費用が4,245万5,608円、さらに7の補助金、長期前受金戻入など営業外収益3,210万6,891円、8の営業外費用170万1,839円となり、この結果、当年度は下から4行目のとおり436万3,232円の純利益となっております。

次のページをお願いいたします。

54ページ、55ページは、剰余金計算書になります。

資本金及び資本剰余金は、変動ございません。

次に、利益剰余金ですが、当年度純利益436万3,232円分を加え、合計は5,441万7,339円となっております。

これにより、資本合計は、前年度から436万3,232円増加し、10億6,722万6,405円となっております。

次のページをお願いいたします。

56ページは、剰余金処分計算書になります。

本件は、条例の定めるところにより、当年度未処分利益剰余金436万3,232円を減債積立金、建設改良積立金、利益積立金に積み立てるものであります。

次のページをお願いいたします。

57ページは、令和4年度末時点の貸借対照表になります。

初めに、資産の部ですが、1の固定資産は、有形固定資産の合計が表の中ほどになりますが、12億3,077万3,898円、無形固定資産の合計が28万356円で、合計は12億3,105万4,254円となっております。

2の流動資産は、現金預金が2億5,659万9,623円、未収金が7,504万1,545円となり、貯蔵品などと合わせ、合計は3億4,982万4,315円となっております。

以上により、資産の合計は、15億8,087万8,569円となっております。

次のページ、58ページをお願いいたします。

上段は、負債の部であります。

3の固定負債は、企業債残高2億6,863万7,072円に、引当金3,151

万円を加え、合計3億14万7,072円、4の流動負債は、令和5年度償還予定の企業債2,140万530円、3月分のガス原料代金など未払金4,582万379円に引当金、預り金を合わせ、合計7,325万4,409円、5の繰延収益は、長期前受金が12億9,388万7,378円、減価償却見合い分を収益化した累計額は11億5,363万6,695円を差し引いた合計1億4,025万683円となり、以上により、負債合計は5億1,365万2,164円となっております。

次に、資本の部ですが、内容は先ほどの剰余金計算書で説明したとおりですが、下から2行目の資本金と剰余金を合わせた資本合計は10億6,722万6,405円となり、負債資本の合計は、資産合計同様、15億8,087万8,569円となっております。

以上で、議案第70号令和4年度男鹿市ガス事業会計決算の説明を終わります。

次に、議案第71号令和4年度男鹿市下水道事業会計決算について御説明いたします。

96ページをお願いいたします。

下水道事業の決算概況であります。

(1) 総括事項、(イ)の排水処理状況ですが、年度末の排水戸数は5,968戸で、前年度と比較し、37戸、0.6パーセントの増、排水区域内の普及率は73.1パーセントとなっております。

年間有収水量は、139万3,555立方メートルで、前年度と比較し、2,344立方メートル、0.2パーセントの増、有収率は100パーセントとなっております。

次に、財政状況ですが、収益的収支は、前年度と比較し、収入は7,939万1,438円の増額、8億8,552万6,627円、支出は2,279万4,145円の減額、7億3,454万2,267円となり、この結果、単年度収支で1億5,098万4,360円の純利益となりました。

収入では、他会計補助金等の増加、支出では、支払利息等の減少が主な要因となっております。

次に、資金不足比率であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される資金不足比率は生じておりません。

概況は以上でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

令和4年度決算報告書であります。

(1)の収益的収入及び支出ですが、収入では、第1款事業収益は、決算額9億935万1,182円で、予算額に対し468万182円の増額となっております。

支出では、第1款事業費用は、決算額7億6,147万4,520円で、不用額は1,078万4,480円となっております。

消費税につきましては、備考欄に記載のとおりです。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、収入は、第1款資本的収入は、決算額3億5,590万7,410円で、予算額に対し747万8,590円の減額となっております。

支出では、第1款資本的支出は、決算額7億6,889万3,721円で、不用額は639万1,279円となっております。

この結果、資本的収支で不足する4億1,298万6,311円につきましては、当年度分の損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金及び当年度利益剰余金で補填するものであります。

89ページをお願いいたします。

財務諸表の説明をいたします。数値は消費税抜きとなります。

初めに、損益計算書ですが、まず、1の営業収益は3億324万4,410円、2の営業費用は、管渠費、減価償却費などで6億2,533万3,188円、3の営業外収益は、一般会計からの負担金、長期前受金戻入などで5億8,228万2,217円で、4の営業外費用は、企業債などの支払利息などで1億920万9,079円となり、この結果、当年度は、表の下から4行目のとおり1億5,098万4,360円の純利益となっております。

次のページをお願いいたします。

90ページ、91ページは、剰余金計算書になります。

資本金及び資本剰余金は、変動ございません。

利益剰余金は、当年度減債積立金などを取り崩し、純利益1億5,098万4,360円を加え、合計は1億7,919万8,467円となっております。

これにより、資本合計は、前年度から1億5,098万4,360円増加し、7億1,693万3,296円となっております。

次のページをお願いいたします。92ページは剰余金処分計算書(案)になります。

本案は、条例の定めるところによるほか、議会の議決をもって当年度末未処分利益剰余金1億7,814万7,750円を資本金へ組入れするほか、減債積立金、建設改良積立金に積立てするものであります。

次のページをお願いいたします。93ページは貸借対照表であります。

初めに、資産の部であります。

1の固定資産では、有形固定資産の合計は、表の中ほどになりますが、142億4,944万5,365円、無形固定資産の合計は8億3,724万5,520円となり、合計は150億8,669万885円となっております。

2の流動資産は、現金預金が3,403万9,543円、未収金が3,088万3,867円となり、合計は6,474万9,410円となっております。

以上により、資産の合計は151億5,144万295円となっております。

次のページ、94ページをお願いいたします。

上段は、負債の部であります。

3の固定負債の合計は、企業債残高71億4,865万3,337円、4の流動負債は、令和5年度の償還予定の企業債7億2,021万9,241円に未払金などを合わせ合計7億4,716万9,926円、5の繰延収益は、長期前受金86億535万9,819円、減価償却見合い分を収益化した累計額20億6,667万6,083円を差し引いた合計は65億3,868万3,736円となり、以上により、負債合計は144億3,450万6,999円となっております。

次に、資本の部ですが、内容は、先ほどの剰余金計算書で説明したとおりですが、下から2行目の資本金と剰余金を合わせた資本合計は7億1,693万3,296円となり、負債資本合計は、資産合計同様、151億5,144万295円となっております。

議案第71号令和4年度男鹿市下水道事業会計決算の説明は以上でございます。

次に、議案第72号令和4年度男鹿市農業集落排水事業会計の決算について御説明いたします。

146ページをお願いいたします。

農業集落排水事業の決算概況であります。

(1) 総括事項、(イ)の排水処理状況ですが、年度末の排水戸数は380戸で、前年度と比較し、4戸、1.0パーセントの減、普及率は4.3パーセントとなっております。

年間有収水量は、8万977立方メートルで、前年度と比較し、1,183立方メートル、1.4パーセントの減、有収率は98.0パーセントとなっております。

(ロ)の財政状況ですが、収益的収支は、前年度と比較し、収入は599万1,407円減額の1億248万6,311円、支出は22万1,344円の減額、7,650万2,383円となり、この結果、単年度収支で2,598万3,928円の純利益となりました。

収入では、他会計補助金の減少、支出では、支払い利息等の減少が主な要因となっております。

次に、(ハ)の資金不足比率ですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される資金不足比率は、生じておりません。

概況は以上です。

132ページ、133ページをお願いいたします。

令和4年度決算報告書でございます。

(1)の収益的収入及び支出ですが、収入では、第1款事業収益は、決算額1億384万5,454円で、予算に対し9万7,546円の減、支出では、第1款事業費用は、決算額7,786万1,526円で、不用額は340万7,474円となっております。

なお、消費税については、備考欄に記載のとおりであります。

次のページ、134ページ、135ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、収入では、第1款資本的収入はございません。

支出では、第1款資本的支出は、決算額4,409万3,124円となっております。

この結果、資本的収支で不足する額4,409万3,124円につきましては、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金及び当年度利益剰余金で補填

しております。

139ページをお願いいたします。

財務諸表の説明をいたします。数値は消費税抜きとなります。

初めに、損益計算書ですが、1の営業収益は1,359万1,430円、営業費用は、処理場費、減価償却費などで7,078万8,455円、営業外収益は、一般会計からの負担金、長期前受金戻入などで8,889万4,881円で、4の営業外費用は571万3,928円となり、この結果、当年度は、表の下から4行目のとおり、2,598万3,928円となっております。

次のページをお願いいたします。

140ページ、141ページは、剰余金計算書になります。

資本金及び資本剰余金は、変動ございません。

次に、利益剰余金ですが、当年度減債積立金などを取り崩し、純利益2,598万3,928円を加え、合計は3,625万1,929円となっております。

これにより、資本合計は、前年度から2,598万3,928円増加し、1億7,213万7,984円となっております。

次のページをお願いいたします。

142ページは、剰余金処分計算書（案）になります。

本案は、条例の定めるところによるほか、議会の議決をもって当年度末未処分利益剰余金3,625万1,929円を資本金へ組入れするほか、減債積立金、建設改良積立金に積立てするものであります。

次のページをお願いいたします。

143ページは、貸借対照表になります。

初めに、資産の部ですが、1の固定資産は、有形固定資産の合計が11億9,581万270円、無形固定資産の合計が93万6,000円で、合計は、11億9,674万6,270円となっております。

流動資産は、現金預金が1,152万8,163円、未収金を合わせた合計は1,308万1,741円となっております。

これにより、資産の合計は12億982万8,011円となっております。

次のページをお願いいたします。

上段は負債の部であります。

3の固定負債は、企業債で1億1,893万6,997円、流動負債は、令和5年度償還予定の企業債4,229万3,849円、未払金などを合わせ、合計は4,744万7,447円、5の繰延収益は、長期前受金が、11億7,615万7,034円、減価償却見合い分を収益化した累計額は3億485万1,451円を差し引いた合計は8億7,130万5,583円となり、以上により負債の合計は10億3,769万27円となっております。

次に、資本の部であります。内容は先ほどの剰余金計算書で説明したとおりですが、下から2行目の資本金と剰余金を合わせた資本合計は1億7,213万7,984円となり、負債資本の合計は、資産合計同様、12億982万8,011円となっております。

議案第72号令和4年度男鹿市農業集落排水事業会計決算の説明は以上でございます。

次に、議案第73号令和4年度男鹿市漁業集落排水事業会計の決算について御説明いたします。

決算書は176ページをお願いいたします。

漁業集落排水事業の決算概況であります。

(1)総括事項、(イ)の排水処理状況ですが、年度末の排水戸数は277戸で、前年度と比較し、4戸、1.4パーセントの減、排水区域内の普及率は1.4パーセントとなっております。

年間有収水量は、6万657立方メートルで、前年度と比較し、720立方メートル、1.2パーセントの減となっております。

財政状況であります。収益的収支は、前年度と比較し、収入は571万7,616円減額の9,071万3,387円、支出は376万8,781円減額の8,318万3,906円となり、この結果、単年度収支で752万9,481円の純利益となりました。

収入では、他会計補助金等の減少、支出では、減価償却費等の減少が主な要因となっております。

資金不足比率ですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定され

る資金不足比率は、生じておりません。

概況は以上でございます。

162ページから163ページをお願いいたします。

令和4年度決算報告書についてであります。

収益的収入及び支出ですが、収入では、第1款事業収益は、決算額9,180万794円で、予算額に対し4万9,794円の増。

支出では、第1款事業費用は、決算額8,427万1,313円で、不用額は230万5,687円となっております。

消費税については、備考欄に記載のとおりでございます。

次のページ、164ページ、165ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、収入では、第1款資本的収入はございません。

支出では、第1款資本的支出が決算額2,919万294円となり、この結果、資本的収支で不足する額2,919万924円につきましては、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補填しております。

169ページをお願いいたします。

財務諸表の説明をいたします。数値は消費税抜きとなります。

初めに、損益計算書ですが、1の営業収益は、主に使用料で1,087万4,170円、2の営業費用は、管渠費、処理場費、減価償却費などで7,375万8,660円、営業外収益は、一般会計からの負担金、長期前受金戻入などで7,983万9,217円、営業外費用は、支払い利息などで942万5,246円となり、この結果、当年度は表の下から4行目のとおり、752万9,481円の純利益となっております。

次のページをお願いいたします。

170ページ、171ページは剰余金計算書になります。

資本金及び資本剰余金は、変動ございません。

利益剰余金ですが、当年度は減債積立金などを取崩しし、純利益752万9,481円を加え、合計は1,818万2,912円となっております。

これにより、資本合計は、前年度から752万9,481円増加し、5,573万1,232円となっております。

次のページをお願いいたします。

172ページは剰余金処分計算書（案）についてであります。

本案は、条例に定めるところによるほか、議会の議決をもって当年度末未処分利益剰余金1,805万9,493円を資本金へ組入れするほか、減債積立金及び建設改良積立金へ積立てするものであります。

次のページをお願いいたします。

173ページは、令和4年度末時点の貸借対照表であります。

初めに、資産の部ですが、1の固定資産は、有形固定資産の合計が、表の中ほどになりますが11億6,426万9,391円で、無形固定資産の合計は90万8,815円で、合計は11億6,517万8,206円となっております。

2の流動資産は、現金預金1,262万8,650円、未収金を合わせた合計は1,377万9,759円となっております。

以上により、資産の合計は11億7,895万7,965円となっております。

次のページをお願いいたします。

上段は、負債の部であります。

3の固定負債は、企業債3億7,495万4,983円、4の流動負債は、令和5年度償還予定の企業債2,975万7,282円、未払金、引当金などを合わせ、合計は3,588万4,141円、5の繰延収益は、長期前受金10億714万679円から減価償却見合い分を収益化した累計額2億9,475万3,070円を差し引いた合計額は7億1,238万7,609円となり、以上により、負債合計は11億2,322万6,733円となっております。

次に、資本の部ですが、内容は先ほどの剰余計算書で説明したとおり、下から2行目の資本金と剰余金を合わせた資本合計は5,573万1,232円となり、負債資本の合計は、資産合計同様、11億7,895万7,965円となっております。

議案第73号令和4年度男鹿市漁業集落排水事業会計の決算の説明は以上でございます。

各事業会計の決算内容及び利益の処分案について御説明申し上げましたが、御審議の上、御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○委員長（笹川圭光）** 次に、監査委員から、決算審査における総括意見を求めます。

鈴木監査委員

○監査委員（鈴木誠） それでは、企業局の各事業会計の決算に関する審査意見を御報告させていただきます。

座って報告させていただきますので、御了承願います。

決算審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の対象は、令和4年度男鹿市上水道、ガス、下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の各事業会計の決算でございます。

審査の結果でございますが、各事業の決算書及び付属書類は、地方公営企業関係法令に定められた様式により作成されており、計数的に正確であると認められました。

また、各事業の令和5年3月31日現在の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

以下、内容につきましては、損益計算書など主なものについて御説明いたします。

先ほどの企業局の説明と重なる部分もございますが、御了承願います。

初めに、上水道事業会計であります。15ページをお開きください。

事業の概要であります。給水人口は2万3,981人で、前年度より749人の減、普及率は97.8パーセント、有収水量は280万5,756立方メートルで、有収率は72.9パーセントとなり、前年度より0.2ポイント低下しております。

18ページを御覧ください。

3、経営成績の（1）比較損益計算書についてであります。

表の下の説明のアであります。営業収益5億4,97万6,830円に対し、営業費用は5億6,345万3,573円で、この結果、営業損失が5,847万6,743円となり、前年度より1,734万7,360円の減益となっております。

イであります。営業外収益6,259万7,942円に対し、営業外費用は3,339万7,906円で、この結果、2,920万36円の利益となり、前年度より733万3,910円の増益となっております。

ウであります。総収益は5億6,757万4,772円、総費用は5億9,685万1,479円で、純損失が2,927万6,707円となり、前年度より575万8,196円の減益となっております。

19ページを御覧ください。

(2) の経営比率であります。経営資本営業利益率は、経営資本がどれだけの営業利益を生み出すのかを見る指標であります。マイナス0.87パーセントで、前年度より0.26ポイント低下しております。

経営資本回転率は、経営資本から効率良く収益を上げているのかを見る指標であります。0.08回で、前年度より0.01ポイント上昇しております。

営業収益営業利益率は、営業収益に占める営業力によって稼いだ利益の割合を見る指標であります。マイナス11.58パーセントで、前年度より3.5ポイント低下しております。

24ページを御覧ください。

6のむすびでございますが、朗読させていただきます。

以上、令和4年度の上水道事業会計における経営成績及び財政状態等について、その内容を分析してきた。

当年度の経営状況は、総収益5億6,757万4,772円に対して、総費用が5億9,685万1,479円で、純損失は2,927万6,707円となり、3年連続の赤字決算となった。

これは、給水戸数、給水人口の減少が続いていることから、給水収益が減少し、一方で電気料金の高騰による動力費の増大や漏水に対応するための修繕費等によって営業費用が増加していることなどによる。

資金収支面では、内部留保資金を保有していることから、不良債務は発生しておらず、また、財政健全化法に基づく資金不足比率も生じていない。

今後、給水人口の減少が続き、給水収益はさらに減少すると見込まれる中で、老朽管や重要給水施設の配水管の計画的な更新等が必要で、これに要する財源の確保も必要であり、現行の料金体系の下では一層の経営悪化に陥ることが懸念されている。このため、経営戦略に基づく徹底したコストの削減や漏水対策による有収率の向上等への取組をさらに強化することが求められる。

また、料金改定については、財政の健全化のために避けて通れない検討課題となっているが、市民の直接的な負担増につながるものであり、説明責任を十分に果たした上で判断されるよう望みたい。

以上でございます。

続きまして、ガス事業会計であります。

25ページを御覧ください。

事業の概要であります。供給戸数は9,082戸で、前年度より161戸の減、普及率は68.4パーセントで、前年度より0.5ポイント低下しております。

28ページを御覧ください。

比較損益計算書についてであります。

説明のアであります。営業収益5億8,627万7,018円に対し、営業費用は6億1,231万8,838円で、この結果、営業損失が2,604万1,820円となりましたが、前年度より1,418万4,686円の増益となっております。

イであります。営業外収益3,210万6,891円に対し、営業外費用は170万1,839円で、この結果、3,040万5,052円の利益となり、前年度より1,255万6,903円の増益となっております。

ウであります。総収益は6億1,838万3,909円、総費用は6億1,402万677円で、純利益が436万3,232円となり、前年度より2,674万1,589円の増益となっております。

29ページを御覧ください。

(2)の経営比率であります。経営資本営業利益率はマイナス1.65パーセントで、前年度より0.9ポイント上昇しております。

次の経営資本回転率は0.37回で、前年度より0.06回上昇しております。

営業収益営業利益率はマイナス4.4パーセントで、前年度より3.69ポイント上昇しております。

34ページを御覧ください。

6のむすびでございますが、朗読させていただきます。

以上、令和4年度のガス事業会計における経営成績及び財政状態等について、その内容を分析してきた。

当年度の経営状況は、総収益6億1,838万3,909円に対して、総費用が6億1,402万677円で、純利益が436万3,232円となり、5年ぶりに黒字決算となった。

これは、供給戸数が減少しているものの原料費調整額の上昇と上限の廃止によって

売上げが増加したことなどによるものである。

資金収支面は、内部留保資金を保有していることから、不良債務は発生しておらず、また、財政健全化法に基づく資金不足比率も生じていない。

今後も、供給戸数の減少等によって販売量が減少する傾向が続くと見込まれており、一方で管路施設の耐震化等を進めるための建設改良費を確保することが必要となっている。ガス事業は、経営収支に大きな影響を与える原料費の高騰によって先行きが不透明となっているが、経営戦略に基づく供給率の維持や経費の徹底した削減、投資の平準化など、経営改善の取組を着実に実行し、経営の安定化につなげるよう期待したい。

以上でございます。

続きまして、下水道事業会計であります。

35ページを御覧ください。

事業の概要であります。水洗化人口は、公共下水道分が1万670人で、前年度より44人の減、特定環境保全公共下水道分が2,792人で、前年度より38人の減となっております。

水洗化率は、公共下水道分が77.7パーセントで、前年度より1.4ポイント上昇し、特定環境保全公共下水道分が66.6パーセントで、前年度より1.6ポイント上昇しております。

なお、この上昇分は、分母の減少によるものであります。

38ページをお開きください。

比較損益計算書についてであります。

説明のアであります。営業収益3億324万4,410円に対し、営業費用は6億2,533万3,188円で、この結果、営業損失が3億2,208万8,778円となりましたが、前年度より1,410万4,549円の増益となっております。

イであります。営業外収益5億8,228万2,217円に対し、営業外費用は1億920万9,079円で、この結果、4億7,307万3,138円の利益となり、前年度より8,808万1,034円の増益となっております。

ウであります。総収益は8億8,552万6,627円、総費用は7億3,454万2,267円で、純利益が1億5,098万4,360円となり、前年度より1

億218万5,583円の増益となっております。

39ページを御覧ください。

(2)の経営比率であります。経営資本営業利益率はマイナス2.1パーセントで、前年度より0.03ポイント上昇しております。

経営資本回転率は0.02回となっております。

営業収益営業利益率はマイナス106.21パーセントで、前年度より5.6ポイント上昇しております。

44ページを御覧ください。

6のむすびでございますが、一部訂正して読みますので、よろしく願いいたします。

それでは朗読させていただきます。

以上、令和4年度の下水道事業会計における経営成績及び財政状態等について、その内容を分析してきた。

当年度の経営状況は、総収益8億8,552万6,627円に対して、総費用が7億3,454万2,267円で、純利益が1億5,098万4,360円の黒字決算となった。

これは、3億2,208万8,778円の営業損失が生じたが、市の一般会計からの繰入金等により、営業外利益が4億7,307万3,138円となったことによる。

資金収支面は、内部留保資金を保有していることから、不良債務は発生しておらず、また、財政健全化法に基づく資金不足比率も生じていない。

下水道事業では、汚水処理施設等の多くの固定資産を有していることから、営業費用のうち減価償却費だけでも営業収益を大きく上回っており、一般会計からの繰入金によって事業を維持している状況にある。その額は5億円程度で推移していることから、市の財政を圧迫する大きな要因の一つとなっており、縮減が求められている。

このため、経営戦略に基づき早期のコスト削減や加入促進を通じた水洗化率の向上等に努めるほか、県と市町村の広域連携による管路維持管理業務の共同化を効果的に進めることなどによって経営の健全化が図られるよう期待したい。

以上でございます。

続きまして、農業集落排水事業会計であります。

45 ページを御覧ください。

事業の概要であります。水洗化人口は928人で、前年度より18人の減、水洗化率は88.1パーセントで、前年度より2.4ポイント上昇しております。

48 ページを御覧ください。

比較損益計算書についてであります。

説明のアであります。営業収益1,359万1,430円に対し、営業費用は7,078万8,455円で、この結果、営業損失が5,719万7,025円となり、前年度より103万2,974円の減益となっております。

イであります。営業外収益8,889万4,881円に対し、営業外費用は571万3,928円で、この結果、8,318万953円の利益となりましたが、前年度より473万7,089円の減益となっております。

ウであります。総収益は1億248万6,311円、総費用は7,650万2,383円で、純利益が2,598万3,928円となりましたが、前年度より577万63円の減益となっております。

54 ページを御覧ください。

6のむすびでございますが、朗読させていただきます。

以上、令和4年度の農業集落排水事業会計における経営成績及び財政状態等について、その内容を分析してきた。

当年度の経営状況は、総収益1億248万6,311円に対して、総費用が7,650万2,383円で、純利益が2,598万3,928円の黒字決算となった。

これは、5,719万7,025円の営業損失が生じたが、市の一般会計からの繰入金等によって営業外利益が8,318万953円となったことによる。

資金収支面は、内部留保資金を保有していることから、不良債務は発生しておらず、財政健全化法に基づく資金不足比率も生じていない。

農業集落排水事業では、営業費用のうち汚水施設等の固定資産の減価償却費だけでも使用料を大きく上回っていることから、事業の維持に当たっては、市の一般会計からの繰入金に依存せざるを得ない。

排水戸数が年々減少する中であって、使用料の増加を見込むことは困難と思われることから、引き続き徹底した経費の削減等に努められたい。

以上でございます。

続きまして、漁業集落排水事業会計であります。

55ページを御覧ください。

事業の概要であります。水洗化人口は310人で、前年度より5人の減、水洗化率は89.3パーセントで、前年度より1.6ポイント上昇しております。

58ページを御覧ください。

比較損益計算書についてであります。説明のAであります。営業収益1,087万4,170円に対し、営業費用は7,375万8,660円で、この結果、営業損失が6,288万4,490円となりましたが、前年度より321万8,414円の増益となっております。

イであります。営業外収益7,983万9,217円に対し、営業外費用は942万5,246円で、この結果、7,041万3,971円の利益となりましたが、前年度より516万7,249円の減益となっております。

ウであります。総収益は9,071万3,387円、総費用は8,318万3,906円で、純利益が752万9,481円となりましたが、前年度より194万8,835円の減益となっております。

64ページを御覧ください。

6のむすびでございますが、朗読させていただきます。

以上、令和4年度の漁業集落排水事業会計における経営成績及び財政状態等について、その内容を分析してきた。

当年度の経営状況は、総収益9,071万3,387円に対して、総費用が8,318万3,906円で、純利益が752万9,481円の黒字決算となった。これは、6,288万4,490円の営業損失が生じたが、市の一般会計からの繰入金等によって営業外利益が7,041万3,971円となったことによる。

資金収支面は、内部留保資金を保有していることから、不良債務は発生しておらず、財政健全化法に基づく資金不足比率も生じていない。

漁業集落排水事業では、営業費用のうち汚水施設等の固定資産の減価償却費だけでも使用料を大きく上回っていることから、事業を維持するためには、市の一般会計からの繰入金に依存せざるを得ない状況にある。

排水戸数の減少が続く中であって、使用料の増加を見込むことは難しいことから、引き続き徹底した経費の削減等に努められたい。

以上でございます。

次に、資金不足比率審査意見書の1ページをお開き願います。

令和4年度男鹿市公営企業会計資金不足比率に関する審査意見のうち、上水道、ガス、下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の各事業会計について御説明いたします。

審査は令和5年7月6日に実施いたしました。

その結果でございますが、2ページの表のとおり、審査に付された各事業会計の資金不足比率は発生しておらず、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上でございます。

以上、令和4年度男鹿市上水道、ガス、下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の各事業会計の決算及び資金不足比率に関する審査意見を述べさせていただきました。

どうかよろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光） 以上で、補足説明及び監査委員からの総括意見が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。16番小松委員

○16番（小松穂積委員） 水道料金等の債権放棄、報告第16号で水道料金7人とメーター使用料7人、28件、これがまず今回、時効消滅するというふうなことでありますが、これはどういう原因、あるいはいなくなったとか、そういうことがあろうかと思えますけれども、そこをひとつお知らせ願いたいというのが一つです。

それから二つ目は、監査委員は毎年の年度監査、例月監査等を行っていますが、特に前年度に指摘したものが今回、同じような指摘がなされているのか、あるいはこういうところは改善されているというふうなこと、全体的なことは今ここで説明があったわけで、報告もあったわけでありましてけれども、現場での指摘等々が監査委員は当然していると思えますが、実例としてこういうところがあって、去年は指摘しました。そこは改善されている。あるいは今回はこういうところ、現場での口頭での指示といましようか指摘、そういうのは当然にあらうかと思えますけれども、その辺についてはいかがだったものでしょうか。

○委員長（笹川圭光） 畠山管理課長

**○企業局管理課長（畠山隆之）** そうすれば、私からは水道料金等に係る債権放棄に関しての御質問についてお答えさせていただきます。

今回のこの債権放棄の内訳ですけれども、水道料金が7人の28件で5万848円、メーター使用料が7人の28件で3,920円ということになっております。

水道料金、債権放棄の手続取らせていただきましたのは、こちらのほうは主な理由としましては、死亡、あるいは債権を持ったままといいますか、料金を支払わないまま他所に転出された方といった方が原因となっております。

この債権放棄する理由ですけれども、水道料金につきましては、私債権という解釈、法律上の取扱いでございますので、こちらのほう、時効期間を迎えても債務者の方から援用がなければ時効は成立しませんので、そういったこともありまして時効期間を迎えて死亡された方、居所不明等なかなかその債権の回収が厳しいものについては、議会の議決を得て債権放棄という形をとらせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

**○委員長（笹川圭光）** 鈴木監査委員

**○監査委員（鈴木誠）** 二つ目の現場での指導等でございますけれども、具体例をちょっと話させていただきますと、企業局では例えばいろいろな検針業務等については、個人に委託して進めているわけですが、その委託業務の在り方について、例えば最初の年に委託すると、それ自動更新のような形で2年度以降については、特に委託契約を結ばないでずっと継続してやっていた例が見られました。それについては、自動更新ということは、例えば債務負担行為とか起こさない限りは、それは有効にならないというようなことで、それについては単年度、単年度、委託契約を結ぶように是正してくださいというような、そういう指導はしておりました。

それは3年ほど前にそういう指摘をして、その後、現場のほうでそういったふうに直して委託業務を進めていたわけですが、本年度の確認をしたところ、またちょっと前回の確認漏れがあったのか、同じように自動更新のような形で委託していたものが見受けられました。それについては、本年度の監査において、これについても是正するようという指導はしております。具体例はこういったことがありました。

○委員長（笹川圭光） 再質疑ありませんか。16番小松委員

○16番（小松穂積委員） 前段のほうですが、これ4年度に放棄するというようなことで、以前のやつなのか、その単年度なのか、ちょっとよく分からないんですが、まず現状、それでは令和5年度においては、そういう不良債権的なものはあり得るのか、それともスパッときれいになって、まさに5年度は今の段階では出ませんよと、そういうことになっているのかどうか、状況についてをお伺いしたいと思います。

それから、監査のほうの指摘は、当然いろんなことがあって、さっきの例でいえば、例えば事務方は別に更新でもいいっていうやつ、ところが、いや、監査委員は、これは今言ったように債権と違って、雇用契約的なものであれば1年更新であれば、その都度やっぱり更新するのが例といいたいまいしょうか、法律ではないかというところの、法律なりの解釈的なところでの論点というのは起きなかったかどうか、その2点です。

○委員長（笹川圭光） 畠山管理課長

○企業局管理課長（畠山隆之） 私から令和5年度の見込みということで、まず、債権放棄の予定ということで、これは毎年、多少は未収分というのがございまして、年度を迎えると、ガスにつきましては公債権ですので、自動的に時効が満了してしまう。水道については、議会の議決を経て債権放棄させていただくということになりますけれども、毎年多少あるのは、これ事実ではございます。

来年度の予定ですけれども、見込みですけれども、これはあくまでも来年、令和6年1月開催予定の債権管理委員会で御審議をいただいた上で最終決定ということになりますけれども、まず平成30年までの調定分で、水道・ガスで約22万円の見込みがあります。内訳としましては、水道料金等に関しては17万3,455円、それからガスにつきましては4万5,975円といった見込みを今持っているところでございます。

以上です。

○委員長（笹川圭光） 鈴木監査委員

○監査委員（鈴木誠） ただいまの二つ目の質問でございますけれども、実はこの委託契約の関係なんですけれども、前段がありまして、かつてから、当時、若美町で企業局といいますか、それがあつた時代に、企業局委託人といひまして、通常、自治体ではそういう制度は考えられないような制度がありまして、それを運用していたわけで

すけれども、それは職員でもない、それから、今の会計年度職員ともちょっと違う、準職員といいますか、例えば制服を貸与するとか、委託人なのに出勤・退勤の時間を管理するとか、それから、毎日の報告をさせるとか、通常の委託業務では考えられないような形態で企業局委託人という制度を運用していたんですが、その制度は、我々普通考える業務委託に関するやり方とは非常に異なるものがありまして、それを直してくださいと。その一環として契約を結ぶ際には、きちんと単年度、単年度結ぶべきだと。通常の委託業務も単年度、単年度できちんと契約を結び直していますので、それに直してくださいということで、一緒に直して是正していただいたというような経緯がございました。

これについては、あくまでも自治体が運営する事業でありますので、通常の我々が事務委託をする手続と、当然やっぱり同じようにしてもらわなければだめだというような、そういった経緯がありまして、その流れの中で契約についてもそういった考えから是正してくださいということで進めていただいたというような経緯があります。

○委員長（笹川圭光） さらに質疑ありませんか。

○16番（小松穂積委員） 終わります。

○委員長（笹川圭光） 16番小松委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。4番安田委員の発言を許します。

○4番（安田健次郎委員） ちょっと気になって、簡単なやつ聞きます。

この間の災害で茶臼峠の配管は、古い管であったのか、新しい送水管であったのか、ちょっと確認しておきたいと思います。

なぜかというとな、企業局では頭の痛い話で、耐震化率というかね、厚労省の方針でもう二、三年後に60パーセントまで引き上げるという記事、見たことあるんだけどね、全国的にね。特に高知県とか秋田県、低いそうですね、耐震、切替えが、古い管の、水道の送水管のね。それを高めるということになると、男鹿市はどの程度なのかということ、ちょっと今日確認しておきたいなっていうことだけなんです。

値上げの問題も出てくるだろうしね、この耐震化率を高めていく、管の切替えを標準的な国の方針どおりやっていくとすれば、相当なお金もかかるのかなと思うので、ちょっと心配性なんでね、そこら辺はどういう見通しなのか確認しておきたいということなんです。いわゆる計画には持つてると思うんだけどね、基準どおりに切替え

がやれるのかどうかだけ確認しておきたいと思います。

○委員長（笹川圭光） 田村企業局長

○企業局長（田村力） 今回の災害で流されたといいますか送水管のほうは、昭和48年布設したものでございます。それで、耐用年数自体は地方公営企業法で耐用年数という法定の年数決められておまして、一応耐用年数58年ということで、それに到達するのが令和11年という状況でございました。

それで、今回流された管につきましては、いずれ順次、更新は予定しておったところでございますけれども、そういった状況でございます。いずれ耐震化なかなか進まない、財政的なものもありますし、そういった部分でございますけれども、こういったこと、災害ですけれども、耐震化ということは非常に大事な部分でありますので、今後、計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（笹川圭光） 再質疑ありませんか。

○4番（安田健次郎委員） 終わります。

○委員長（笹川圭光） 4番安田委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。三浦委員の質疑を許します。

○13番（三浦利通委員） 上水道の話、やり取りが先ほどもありましたけれども、ふだん、これは行政、男鹿市に限らず、住民の命と暮らしを守るといようなことがよく言われますけれども、うちの市長も時々は言ったような記憶もありますけれども。今回の災害の中で、やっぱり暮らしの中で一番生活上必要な水を、将来的にきちっと供給する、確保していくというのは、やっぱりもう一回検証というか、お互い再確認せざるを得ないのかなと。そういう中で、さっきあったような老朽管、昭和40年代の管がまだ堂々と生かされていると。どうも最近、我々にも一定の責任がありますけれども、企業局の人方も、やっぱりなかなか料金改定（値上げ）が容易にできない状況の中で、人員を、職員をぎりぎりまで減らしてきた。これ以上減らせるのかというと、私は相当無理があるのでないかなというような気がしております。ですから、はっきり言えば適正な料金体系というものを、具体的にそろそろ考えていかなければいけないのでないかなと、監査委員の指摘も、何か分かるような分からないような、曖昧なあれだな、最後なれば当局がきちっと責任を持ってそういう方向づけし

なさいというような意味合い、それはやむを得ないかもしれませんが。その辺の状況は、さっき担当部長が計画的にとかって言ったけれども、今までも計画あった話、何も変わらないのでないかなと。相当整備をしていかざるを得ないという前提に立った具体的な計画というものは必要でないかと思えますけれども、担当部長、その辺の従来と違った捉え方をしていかざるを得ないという観点でいるのかどうか。

それと水、ずっと同じ、他の特別会計も一緒ですが、人口減少によってどんどんどんどん水の供給量、量的には可能なんだけれども、供給量が減っていく＝事業収入が上がってこないというようなことの、ある意味ではジレンマ的なやつが、ますます大きくなっていくのでないかなと、そういう観点でもさっき言ったような料金改定、はっきり言えば料金アップも、これ、むしろ、こう言えばなんですけど、誤解を受けるかもしれねども、今回のような災害で改めてやっぱり市民の人方も水の大切さって分かっているから、やっぱり適正な料金と、そういう部分はきちっと説明した中で踏み込まざるを得ない、踏み込んだ方がいいんでないかなと。市長、そこら辺なんたもんだすか。その辺ちょっとお答えいただきたい。

それから、下水道の関係ですが、これは市長、以前からはっきりした形で、過去の下水道事業に取り組む市の考え方、姿勢も、やっぱり根本的にもう一回見直しせざるを得ないようなニュアンスの話をしておりましたけれども、まず、利用率というか、そういう観点では、加入率というか、そういう観点では、結構まず前から見れば上昇して、そういった面ではいいことなんだけれども、確か昭和50年代、60年代、それから平成、あの頃、国自体が比較的財政的にもいいような環境にあったので、やっぱり全国的なインフラの整備をしなければ、社会資本何だがかんだがどがってよ、どんどんどんどんこの下水道なんかの事業を各市町村にも展開をさせたという、そういう背景があったはずです。ですから、私言いたいのは、やっぱりこういう地方の人口が減っていく、経済的にも脆弱な市町村に対しては、国がよ、過去のそういう経緯からすれば、一定の部分は財政支援をしていくというような方向をよ、はっきりした形で打ち出してやってもらわなきゃ困るんでないかなということ、そういった観点では、市長もふだん市長会とか、我々議会サイドは議長会とかって、そういう要望も出していることも、より一層やっぱり国会議員の先生方も動かして、国会議員の先生方もこういう現実、現場、分がってらんだべが。

まず、そういう上部機関を今まで以上にフルに動かして、やっぱりこういう実態を訴えて、やっぱり財政支援を、下水道あたりの事業については引き出していかなければ、もうとてもじゃないがもたないんでないかなという感じする。要するに、一般会計から、監査委員の指摘にもあるように、現状ではやむなしということで一般会計から繰入れしているんですけども、この種の手法というのは、一定の時期で限界なのでないかなと思います。仮に無理してやれば、ほかの事業にもしわ寄せくるし、じゃあ加入率が限りなく100パーセントに近いような事業内容であれば、それはそれでまずやむなしって通るかもだ。税金の不公平な使い方でないかっていうようなことが出てくれば、まず大きな問題に発展する可能性もあるので、ぜひとも、下水道事業については、先ほど言ったように市長が今まで以上にがりっと国に訴えていくという、そこら辺の考え方、お持ちなのかどうか、ちょっとお聞かせください。

**○委員長（笹川圭光）** 田村企業局長

**○企業局長（田村力）** 初めに、水道事業について申し上げます。

先般、あのような災害ということで、大変市民の皆様には御迷惑といたしますか、非常に御不便をおかけしたような形になりました。当然その水の大切さということは、我々もそうですし、市民の皆様も十分認識していただいたと思っております。

そういった中で水道事業をやっておるわけですけども、現状の営業状況を見ますと、やはり収入が当然、人口減少で減っているということで、収入はなかなかもう上がっていかない。むしろ、その管の更新とかそういったものが今後大きくのしかかってくるということで、はっきり申し上げれば、このままの状況では水道事業会計は当然もつことはございません。

そういった中で、先ほど水道料金の値上げということもございましたけれども、現在そういうものも含めて企業局のほうでいろいろ計算なりして、そういったものを算定している状況でございます。それで現実、男鹿市の水道料金、長い間改定しておりませんが、他の地域と比べて非常に低廉というか安い価格で今までずっと我慢、我慢って言い方は変ですけども、そういったことで市民の皆様提供してきましたけれども、やはりこうなってきましたと、なかなかその低廉な料金をいただいている中で、ほかにちょっと手助けしてくださいというのは、ちょっとまず基本的に、まずきちんとした料金を受益者の皆様からいただいて、その上でなおかつ経営が容易でない

というのであれば、またほかに求めることもあろうかと思えますけれども、現実、今その経費に対しての料金収入が100パーセントいかないということで、要は使うほど赤字になっていくという、そういった状況の経営ですので、そういった部分しっかり計算をしまして、ちゃんと市民の皆様、今こういう状況の水道会計だということをしつかり説明しながら、そのためにはこのくらいの料金、そういったものも必要になってくるという、そういったものをしつかり整えて、説明しながら、今後ちょっとその料金改定ということで進んでいきたいということで今、庁内といいますか、企業局内といいますか、そういったところで今いろいろもんでいるところでございます。

いずれその収益が上がらないことには、その管の更新とかそういったことも、なかなか進まなくなります。そうすると、また漏水とかそういったことで、また二重にまた負担がかかってくるということで、まずきちっと収入を得て、それをしっかりとその更新に充てていく、そういったことをするためにも、今は料金改定ということで、ちょっと今、企業局内のほうで検討しているところでございます。

それで、6月定例会、所管の委員会のほうですけれども、そちらのほうでは様々ちょっと情報を提供しながら、ちょっと今いろんな意見をいただいているところでございます。

それで、いずれ考え方としては、来年度に向けて料金改定をしたいということで、今進めている状況でございます。

それと、下水道に関してですけれども、下水道、かなり整備にしろ、更新にしろ、かなり維持費も含めて大変お金かかります。それで下水道事業、今、公営企業の会計になっていますけれども、もともとは公営企業の会計ではなかった、特別会計のほうでやっていたんですけれども、そうした会計の中では資産の管理といいますか、減価償却とかそういった考えというか、そういった部分があまりなされていなかったもので、実際その更新費、そういった部分がかかってくるということの計算がなっていないといいますか、そういった部分で、この企業局にこちら下水道会計もってきた時点で、そこから企業局の会計で何とかしましようというのは、まず到底無理な状況でございます。それで、現に今、償還の残が70億くらい、確かあるかと思えます。こういったものを、この企業局の営業努力でこれをカバーしていくというのは到底無理な話で、この部分に関しては、やはり一般会計から、当時そちらの、一般会計のほう

でしっかりその辺をしっかり補填してもらわないことには、そもそもこの下水道事業会計そのものが当然成り立っていないという、そういった状況でございます。その一般会計にまた負担がかかるということで、やはりその当時、下水道を整備した時は、当時はよかったんでしょうけれども、この何十年経ったこの時期になって実際この更新とか人口減少とかそういったのが重なって、今後どうしようかというそういった状況かと思えます。それで、どこに責任という話ではありませんけれども、こういった部分、我々の地域、特に人口の少ないこういった地域は、かなりの今後の不安といえますか負担はかかってくると思えますし、そういった部分では、やはり国なり、そちらのほうにもしっかりと状況を説明し、理解をしていただきながら、そういった部分の補填といえますか、そういった部分も求めていかなければならないのかなど、そういったふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（笹川圭光） 菅原市長

○市長（菅原広二） 補足させてもらいます。

人員の削減という話が出ましたけども、やっぱり今回の事故で対応が、まあいろいろ批判もあるでしょうけども、対応がよかったことがあるとすれば、企業局一家というか、そういう技術屋がいるということだと思います。それと職人が残っていたと、そういう文化があったということが非常によかったなということを思ってます。何とか、だからそういうやっぱりその技術的なこと、技能的なことを残していかないとまかない。

そしてまた、職員は多ければ多いほどいいわけですけども、やっぱりそういうわけにもいかないんで、やっぱり必要最低限に抑えておいて、何かあった時、やっぱり民間の支援をいただくと、そういう体制が必要だと思います。今回の配管のことだけじゃなくて、やっぱり給水態勢を見ても、やっぱり民間の人から応援をいただくと、そういう対応をしないとうまかないなということを思っています。

それから、やっぱり収益を上げるためにはどうするかと、料金改定は必要な状況で、まず皆さんから御理解を願いたい、そのことがまず一つと、それから、今回の事故があって、またいろいろな話がありました。やっぱりミネラルウォーターを、ペットボトルのやつを飲むと、男鹿の水道水はペットボトルよりもおいしいと、そういう話も

聞きました。自分たちがふだん何気なく使っている水が、いかにおいしいかと、健康にもいいし、非常にいい水を、おいしい水を飲んでいるんだと、そういうことです。何とかね、このおいしい水をペットボトルにして売れないかなと、そういうことも一つ考えてますので、どうかうまくいくようにまず頑張りますので、皆さんからも御理解、御支援をお願いしたい。

あとそれから、下水道のことですけども、これは非常に難しいっすな。先ほども議論になりましたけども、病院の会計については6億を何億か、まあ1億でも1億5,000万でも削減するという努力は可能ですけども、下水道に関しては非常に難しい。やっぱり先ほど委員もおっしゃったように、高度成長下で、やっぱりその下水道ということがはやりのはんてんみたいな時代があったので、やっぱり男鹿半島ってやっぱり直接そういう地形的なマイナスもあるわけですよ。普通はあの流域下水道って川の流れに沿って下水道やってくれば、金もかからない、メンテナンスもいいという状況になるけども、今、全県的な統一したそういう事業をやろうとしても、男鹿のメリットは極めて少ないようなそういう状況です。だから私は、危機感だけ与えてうまくないですけども、本当に地震あった時の下水道の対応というのは非常に男鹿半島というのは難しいところです。ポンプアップ盛んにやってきてますから、そのことを理解してもらいながら、せば何とすることの切り口の一つは、先ほど委員もおっしゃったように、これは国と県と一生懸命推進してこの事業をやったわけですから、何とかほかの市は意外と敏感でないんですよ、このことに関して。それは企業局の会計やってないからです。一般会計から繰り入れてるから、まだそれ敏感になってないところもあるので、何とかそのことを、私も市長会で話しました。知事が私に、なしてそれやったと、下水道やんねばいがあったべと、後でその一杯飲みの時そうして私に言ってあったけどもね、そういう状況もあるけどもそれを訴えていくと。

それで、男鹿で大きな切り口があるのは、やっぱり男鹿で下水道を整備した流域下水道、若美地区、それから脇本地区を整備した大きな理由は、八郎湖を守ると、そういう理屈があるわけですよ。そのことを切り口にね、もうちょっと何とか財政支援をお願いすると、そういうことで頑張っていきたいと思っています。

西部承水路の環境整備というか、汚濁防止のためにやったんですから、そのことを何とか強調しながらね、やっていきたい。

それから、これからの下水道については合併浄化槽と、そういうことでやっていかないとうまくないと。時代の流れは、それははっきりしている。合併浄化槽、今までは1戸に一つだったですけども、5戸とか10戸が固まって合併浄化槽もやってますから、そういう時代だということを委員の皆さんからも御理解を願いたいと思います。そういうことで頑張りますから、よろしく御支援ください。お願いします。

○委員長（笹川圭光） 再質疑ありませんか。13番

○13番（三浦利通委員） まず、あとあんまりやりませんが、上水道に関しては、御案内のように大潟村への供給もずっと何年か、男鹿市としては積極的に働きかけして取り組んできた経緯もあります。私も議長をやっているときに村長等とも接触したりやり取りもしましたけれども、ここへ来て、春先にも何か大潟村、よそんちのことあんまりしゃべれば具合悪いかもしれねども、トラブルが発生して、何も水の解消がなされなかった。村長は、さっきうちの市長のニュアンスとはちょっと違った面で、人間様はペットボトルの水も飲めばいいんでねがという、そんなややこしねえ話しているんだけど、このとおりの暑さが、猛暑が続くと、アオコの発生が相当、発生確率が高くなるんでねが、余計な心配をしておりますけれども。そのことも大潟村への供給のことも、まず諦めないで、相手が今言ったような状況も強いわけですけども、市長からもさらにやっぱり、所得の高い大潟村の村民の人方が、水に関してはもう水おんち的なそういう受け止め方ですから、これは周りが刺激を与えて変えていかなければいけないんでないかなという気もしますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、下水道については私も市長と同感的な感覚持っています。大変な。若美時代、我々も相当責任あるんですけども、イケイケゴーゴーで本管はどんどんどんどん、昨日おとといダンプで走ってあったC級の業者までも下水道の工事していると、そういう歴史的な背景があります。逆に、はっきり言えば、建設業については、うまみのあった工事であった。ところが、気付いだっけ、合併時点でも若美の加入率が低いというので大分議会の場でもお叱りを受けた経緯もあります。今、大分よくなってきた、そういうもろもろの背景があったわけです。今、気付いだっけ、こんなはずでねがったと。莫大な、さっき70億って部長も話しましたがけれども、借金を抱えている。人口減少が進めば、なおさらこの負担率というのは大きくなっていくのでないかなという気がしますので、やっぱりこういう実態を、繰り返しますけれども、国の一

定の責任が大きいわけですから、国に財政支援を強く求めていくようなことは、市長はもちろんですけど、我々も必要なのかなっていう気がします。

市長、プロ集団、企業局の連中はあれだと。ところがどっこい、最近そうでもねぐなったや。そうでもないというのは、職員の人事配置、体制が、かつてどや、プロはプロ、建設は建設とか、結構何人もおった。企業局は今言うとおりに、それはかつての話だ。最近どうも我々見ても、そうでもねえや。と思います。若美庁舎に、支所でねくて本所のやれば2階とか3階とか、あれ、この間まで企業の職員であったなっていうか、そうでない。それは人事交流、職員の立場からすればいい部分があるかと思いますが、市の全体の技術屋をよ、一定の技術レベルを持った維持をすると、整えていくという面では、そうでない状況が強まってきたということ、ちょっと指摘をさせてもらいたいと思います。

委員長、以上で終わります。答えいらないです。

**○委員長（笹川圭光）** 菅原市長

**○市長（菅原広二）** 大瀧村の供給については、慎重な発言しなきゃだめだと思いますけども、皆さんが御存じのとおり、何回も法定協議会やってきた経緯があります。29回だすかな。そのことは言いたくないですけども、あっちから一方的にやめるという話をされたりして、そういう経緯があります。そしてまた、滝の頭の水でないとだめだとか、そういうこと言われた経緯があること、まず委員の皆さんも覚えてください。それでは話、決まるわけないです。

うちのほうには、いい水源がいっぱいあります。滝の頭、一ノ目瀧、根木の浄水場もあります。根木の浄水場の水もすばらしくいいですよ。成分分析やると、滝の頭よりもいいですよ。そういう水もあるということを皆さんから認識してもらいたい。確かにその水は余ってるんです。売るだけあるんだすよな。そのことを覚えてもらいたい。けども、今、必要な船越、脇本、船川でさえも、根木の水、いくらかブレンドして飲んでいると、そういう状況だということを認識してもらいたい。

それから、企業局の職員のことに関しては、それは私の責任もあります。私はやっぱり技術屋である前に地方公務員だと、いろんな全てのバランス感覚を持ったことをやってなきゃだめだろうと、そういうことを思ってます。フラットな組織とか、全て営業マンだと、経営感覚持っていくとか、そういう中でやっぱり公務員だと思っ

す。その中でやっぱりメリハリをつけて、職人的な要素を持った人をまた配置していくとか、そういうことをローテーションを施しながら考えていかなきゃだめだなということのを反省しながらまたやっています。

先ほど答弁漏れみたいなことがありましたけども、上水道についてはもう一度きちんとやっぱり見直す必要があると思っています。それは、幾ら金かかってもやるということではなくて、もう一度、大きな観点から考えていかなきゃだめだと。どこまで話すればいいかわからないですけども、やっぱりその老朽管があると。今の貯水槽だって50年経ってるから、それが本当にどれだけもつものかわからない。それから、この前、その今の老朽化している貯水槽から男鹿の中心地である船川、男鹿中、椿地区に行ってるわけですから、そのことについても補完的なことを考えていかなきゃだめだとか、そういうことも必要だと思っています。五城目町が、皆さん御存じのとおり一本の、一つの貯水場でやってあったからああいう状況になったんだすな。男鹿は幸いなことに、さっきも言ったようにその水源地がいっぱいあります。それ非常に恵まれているんです。そこを何とかネットワークつくれないかなとか、いろんなことを考えていますので、ひとつ皆さんからも御意見をお聞きしながら、計画だけでもって言い方悪いですけども、今きちんと調査して、必要なことはやりたいと、そういう思いでいますから、ひとつ御理解をお願いします。

以上です。

**○委員長（笹川圭光）** 13番三浦委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。8番佐藤委員の質疑を許します。

**○8番（佐藤誠委員）** すいません、三浦委員の大局的な話の後に、ちょっと細かいことで申し訳ございません。ガスの件について伺いたいと思って質問いたします。

監査委員が読み上げてくださった決算審査意見書でいくと34ページになりますが、ガスがまず5年ぶりに黒字決算となったと。これは供給戸数が減少しているものの、原料費の調整額の上昇と上限の廃止、これまず議会に提案されて可決されて、こうなったわけですけども、これによってその売上げが上昇したということで、これが大きなその、そういう見方をされているということなんですけど、やっぱりもし撤廃しなければマイナスになっていそうだったのか、どのくらいのパーセンテージでこれ効果があったものなのかというのを、議会としてその可決させていただいたので、どの

くらい効果あったのかなということ伺いたいと思うのが一つと、それから、その前のページなんですけど、33ページになるんですが、上から3行目、固定資産の件で、一番上ですが、資産について見ると、固定資産は12億幾ら幾らで、前年度より4,688万減となったと。その主なものは、本支管が4,935万、これが減っているということなんですけども、本支管が減っているということは、あと管がなくなった、掘り出してなくなったっていうことでの理解でいいのか、本管とか支管が、ガス管が、やっぱり掘り出して撤去してしまうのかなと、この四千、まず5,000万近いのをなくなったということでの理解でいいのかなということを書いて、その辺ちょっと実際どういうふうな形になっているのか伺いたいと思いました。よろしくお願ひします。

**○委員長（笹川圭光）** 畠山管理課長

**○企業局管理課長（畠山隆之）** そうすれば、私からお答えさせていただきます。

原料費調整額の上限を撤廃したことによって、どれくらい影響があったのかと、実際、しなかった場合、どれくらいマイナスが出たのかといったところなんですけども、実際にこれを撤廃しなければ、約3,700万ほどマイナスのほうにブレていったということになりますので、非常に大きな額になります。

あとそれと、二つ目の御質問の、本支管がなくなったのかといった御質問ですけれども、実際の数字ちょっと私、今見れなかったですけども、本支管がなくなったというのは、その資産の価値がなくなったという、減価償却の関係でその分が減ったという捉え方だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**○委員長（笹川圭光）** 再質疑ありませんか。8番佐藤委員

**○8番（佐藤誠委員）** 原料費の調整額ということは、やっぱりこの大きな企業さんとか、そういうものが大きかったと理解していいんでしょうか。それとも、調整額で、勘違いしてるかな、一般のあれですか、家庭とかそういうところが多い、よりその効果があったというか、その辺のところ分かったら教えてください。

**○委員長（笹川圭光）** 畠山管理課長

**○企業局管理課長（畠山隆之）** 原料費調整額は、従量料金に係る部分の基準単位料金の上乗せ分とかになりますので、特別それが家庭であろうが事業者であろうが影響はありません。ただ、一般家庭、例えば10立米、大体ガス使用されますけれども、最

も高かった1月ですけれども、料金が大体10立米当たり3,779円でありました。これが今、直近の7月で大分落ちてきまして3,087円と、最も高い時期から直近では692円ほど1か月で安くなっているというところで、原料費調整額は今年の秋・冬以降から徐々に右肩下がり減少してきております。

以上です。

○委員長（笹川圭光） さらに質疑ありませんか。

○8番（佐藤誠委員） 終わります。

○委員長（笹川圭光） 8番佐藤委員の質疑を終結いたします。

次に、14番小野委員の発言を許します。

○14番（小野肇委員） そうすれば、今までの議論の中でちょっと聞きたいことありましたので、まずよろしくをお願いします。

まずは今回の大雨による断水の対応につきましては、連日の暑さの中、企業局の職員、市長はじめ市役所の本庁の皆さん、本当にお疲れさまでした。感謝申し上げます。

今後、本布設の工事のほう、まだ残っておりますが、どうかよろしくお聞かせしたいと思います。

まず、水道のほうからちょっとお聞きしたいんですけども、料金の改定、これを視野に入れているということでお話を聞いております。それで収入を増やして老朽管の更新等の費用に充てたいというようなお話でございますけども、確かといいますか、単費だけではやはり更新というのは難しいと思いますので、国とか県の交付金を活用するというような形になると思います。ただ、この交付の要件の中に水道料金は全国平均の水道料金でないと、こちらの要件にならない、補助ベースにならないというようなこともございますので、まずはその辺のところもひとつお考えをお聞きしたいということは、その辺までのレベルで料金を上げることを考えているのか、そこをお聞きしたいと思います。

また、料金の回収率、これも100パーセントまでまだ到達しておりませんが、この辺の回収率についても、売れば売るだけ赤字になりますので、その辺の料金のことも考えているのかお聞きしたいと思います。

それと、ガスのほうですけれども、ガスのほうでも今、佐藤委員からも原料の調整費のことがありました。令和4年度は、この料金の回収が100パーセントに追いつい

ていないということで、こちらのほうも赤字の体質だということなのですが、今年度はその上限撤廃されているところを考えると、その辺のところというのは、この回収率100パーセントに到達するのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

あと、悪い話だけでなくですね、ガスのほうでは器具の販売価格、こちらのほうを見させていただきましても、ちょっと私の資料というのは平成28年分しかございませんが、当時、平成28年で1,800万の売上げがありました。これが令和4年では器具の販売収益が3,300万、かなりのプラスになっております。企業局職員の営業努力の賜物と思いますが、こちらのほう、これだけ増えた要因ということはどういうことか、ちょっと教えていただければと思います。

あと最後に下水道なんですけども、令和4年度から管路施設の包括的民間委託を行っております。ですので、これを行うことによって経費が大分下がっていくのかなという考えを持っておりましても、現実には費用は、管渠費もポンプ場費もプラスになっております。今後もこの辺の経費というのは、包括的な委託をしても、やはり経費というものは上がっていくのか、その辺の考えを教えてくださいたいと思います。

以上です。

**○委員長（笹川圭光）** 畠山管理課長

**○企業局管理課長（畠山隆之）** そうすればお答えさせていただきます。

まず一つ目の料金改定に当たって、補助の採択要件である全国平均よりも上にもっていけるような幅かということですが、これにつきましては補助要綱等によって違いがございますので、まだそこまでの考えは持っておりません。

料金回収率、これ100パーセント、これをクリアしていくのかと、二つ目の御質問でございました。

我々の考えで当初思っていたのは、料金算定期間を令和6年度から令和10年度まで設定して、その中で料金回収率が100パーセント、それから経常収支率が100パーセント、そして最終年度の令和10年度では料金収入の1年分に当たる内部留保額を確保すると、そういう見立てで今考えておりました。ですが、その考え方に基きますと、市全体で1.3倍から1.35倍ほどの引上げが必要になると。大幅な引上げとなりますので、まだあくまでも案ではございますけれども、そこまではもって

いかに、内部留保額をある程度、理想的な額に近づけるような額での引上げ幅に抑えられないかといったところで今現在検討しているところでございますので、その辺もちょっとお時間いただきたいと思えます。

あと、ガスの料金回収率でございます。こちらのほう、上限を撤廃したんですけれども、実は供給単価と供給原価のほうで11.75円の差損が出ておりまして、そこまではちょっと至っていないといったところの実情でございます。

あと、器具販売が伸びている理由ですけれども、こちらのほうはリフォームのほうに取り組んでおりますので、その辺でちょっと額的に飛躍的、飛躍的といいますか、かなり伸びているといった状況になってございます。

管路維持費です。こちらのほう、令和4年度から取り組んでいるんですけども、目立った成果が出てきていないのではないかといた御質問でございました。

確かに数字的に見ればそうなんですけれども、実際今までの委託費から負担金という形、ちょっとお金の出し方は変わってきますけれども、そこではまず大体200万円ほどの経費削減はできておりますので、この後も事業、広域化で進めていければ、まだまだちょっと大きなスケールメリットを生かして効果が出てくるかと思えますので、その辺はちょっと我々も期待しているところでございます。

以上です。

**○委員長（笹川圭光）** 再質疑ありませんか。14番小野委員

**○14番（小野肇委員）** ありがとうございます。

水道の補助率、補助の要件というところなんですけれども、水道料金をそこまで上げないと補助をもらえないということになります。3分の1から4分の1の補助をもらえないということであれば、これ単費だけでやるのは非常に厳しいと思えますので、料金を上げるときにですね、やはりその辺のところ少し考えておかないと、管の更新、単費だけでやれば500メートルやるところが100メートルしかできないような感じになりますので、その辺のところもやはり重要なことだと思います。今考えていないということですけども、ぜひそういうところも考えて料金の改定のほうは進めていってほしいなと思えますが、どうでしょうか。

**○委員長（笹川圭光）** 田村企業局長

**○企業局長（田村力）** 今、委員からのお話ありましたことですけども、そういった部

分も含めて総合的に判断といいますか、そういった部分も考慮しながら料金改定のほうを検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光） さらに質疑ありませんか。

○14番（小野肇委員） 終わります。

○委員長（笹川圭光） 14番小野委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第69号令和4年度男鹿市上水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第70号令和4年度男鹿市ガス事業会計決算の認定についてを採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第71号令和4年度男鹿市下水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第72号令和4年度男鹿市農業集落排水事業会計決算の認定についてを採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定す

べきものと決しました。

次に、議案第73号令和4年度男鹿市漁業集落排水事業会計決算の認定についてを採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○委員長(笹川圭光)** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

これにて企業局事業会計の審査を終了いたします。

お諮りいたします。委員長報告については、当席に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○委員長(笹川圭光)** 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は当席に一任されました。

次に、お諮りいたします。冒頭皆様にお諮りいたしましたように、本委員会の日程についてであります。全ての日程を終了いたしましたので、本日をもって終了することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○委員長(笹川圭光)** 御異議なしと認めます。よって、これにて決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

---

午後 3時12分 閉 会